

三重県における水田農業の受委託について実態と分析※

小河内 一 司 ***

Actual Conditions and Analytical Studies on Group forming for Rice — raising Culture in Mie

HITOSHI KOGOUCHI

試験研究目的

所得格差と農外就業により、水田地帯では新しく受託組織あるいは受託経営が生まれている。またこの受託による経営規模の拡大は、稻作担当者、皆兼業化の中にあって、中核的担い手の育成に貢献する方式として期待される。加えてやさしい、麦など水田の総合利用に際して、中核的役割をはたす経営主体として嘱望される。

さて、この受託経営であるが、発展的展開について問題が多い。すなわち集団的な土地の集積、機械使用にたてる圃場条件、量的処理を可能とする技術体系の確立、経済性からみた受託規模および収量水準、周年就業を可能にする受託経営の土地利用など受託方式成立を規制する問題としてあげることができよう。

受託方式成立の規制となるこれらの問題解決には、受託体による組織的対応が考えられるので、この受託組織である地縁的受託組織並びに受託組織を対象に代表的な事例を素材として発生と展開の解析をおこない、次の点をあきらかにする。

1. 受託方式である全面受託と、部分受託の方式選択にあたり、機械選択と生産力水準の面から、受託方式選択の条件。

2. 受託関係の成立は、耕地をめぐって耕作担当者の交替であるが、この場合適正な地代設定が必要となる。この要件として①地代形成力が問題となるとともに、②耕地に関する評価が、受託者相互の間に客観的に正当に成立していること、いまひとつ③受託者の経営規模が経営者報酬を生みだす大きさでなければならない。

以上の点。

3. 1～2のえられた結果から受託者の経営方式について、経営者報酬の確保が見込める経営規模、収量水準を技術体系化の方向として確定し、技術体系、土地利用、経営規模を策定するとともに、稻作受託組織の組織化方

向として考えられる地縁的受託組織ならびに受託組織についての選択条件。

一なおこの調査研究は、埼玉・栃木・三重3県の協定研究として行われた三重県担当部分の報告である。

研究方法

1. 課題

- (1) 稲作の受託方式と採択条件 51—52年
- (2) 稲作の全面受託方式と成立条件 51—52年
- (3) 稲作の全面受託方式の適用条件 53年

2. 対象地区と規模

- (1) 対象地区 度会郡玉城町勝田部落
三重郡菰野町鵜川原地区
松阪市射和地区

(2) 対象組織

調査設計

受託活動範囲	部分受託	全面受託
部 個 人		
落 グループ	三雲村（大型機）	玉城町（大型機）
廣 個 人		
域 グループ	松阪市（中・小機） 菰野町（大型機）	松阪市（中・小機）
農 協		

3. 調査方法

既存データー、きゝとり調査、記帳委託調査。

4. 調査項目

受託者集団構成（経営体・組織体の地力維持、土地利用、機械利用など集団化程度）、委託者集団の性格、技術体系、収益関係、麦作対応。

※ 日本農業経営研究会昭和52年春季大会（昭和52年4月4日）において一部報告

※※ 営農部

5. 共通（埼玉・栃木・三重の協定）とする検討項目
- (1) 委託者の状態（経営条件・所得実態・水稻所得など）
 - (2) 受託者の生産力水準（規模が大きくなり、生産力も高くなっている実態）
 - (3) 委託者、受託者がどのような収益配分のシステムをとっているか。
 - (4) 受託体が生産調整政策でどのような機能をはたすか。
 - (5) 農用地利用増進事業が受託体の育成にいかに効果するか。

調査結果

1. 水田農業の特徴

① 水田農業の特徴

(1) 三重県の農業地帯と特徴

三重県の耕地 68,082 ha は 101,937 戸の農家によって耕作されている。従って 1 戸当たりの経営規模は 67 a と零細である。田・畑・樹園地の割合は、それぞれ 72, 19, 9 % で、水田の比率が高い。この零細性は専業農家率を低くし (7 %)，第 2 種兼業農家率を高くしている (8.1 %) — 以上 55 年センサンスによる。水田の比率が高いので、農業生産は、米作を中心で、農業粗生産額 1,200 億円のうち米が 43 %，520 億円で第 1 位をしめる。次いで野菜が 13 %，160 億円で第 2 位，3 位が卵で 13 % 150 億円とつづいている。

三重県の農業地帯は、市町村の 1 戸当たり平均規模によって、1 ha 以上を大規模型市町村、60~99 a を中規模型市町村、60 a 以下を小規模型市町村との 3 つに類別できる。それぞれの類型のシェアは、農家数で大規模型市町村 13 %，中規模型市町村 69 %，小規模型市町村 18 % である。耕地で大規模型市町村 20 %，中規模型市町村 70 %，小規模型市町村 12 % となっている。

この類型ごとの農業は表一 1 に示すように特徴づけることができる。

① 大規模型市町村は専業地帯である。平担および中間の水田地帯に属し、1 戸当たり耕地規模 111 a で、水田率は 92.4 % である。この規模は県平均規模 67 a の約 2 倍となっている。したがって農業生産率も高く、これらの農家では米に加えて平担地帯にあっては施設部門、中間地帯にあっては永年作物（みかん・柿など）、タバコ、露地やさい（大根・キャベツ）と、土地に適したいずれかをとり入れた経営をおこなっている。これらの市町村における 1 戸当たり平均農業生産所得は 1,093 千円と県平均の 669 千円を大きく上まわっている。

② 中規模型市町村は専業地帯と非農業地帯とに類別で

きる。この類型に属する地帯は県下農家数の約 70 % を包含し、35 の市町村におよぶ。更にこの類型に属する市町村は農業主業農家の多い 21 の市町村と少ない 14 の市町村とに分けられる。

この類型の主流である農業主業農家の多い市町村は、伊勢中間地帯を中心に、伊賀・紀州に分布し、水田率が 73.8 % とひくゝ、これに対して畑地率が高い。1 戸当たり耕地規模は 81 a と県平均 67 a より高く、1 戸当たり農業所得 698 千円で県平均 669 千円をやゝ上まわる。対象部門は伊勢平野中間地帯では水稻に加えて、タバコ・茶・小家畜のうち、いずれかを柱として立てゝいる。伊賀・紀州においても同じく米にプラスして、みかんあるいは家畜をとり入れている。この類型の市町村の農業の特徴は、農業化可能農家の比率がたかく、潜在労働力をうかゞわせることである。

これに対し農業主業農家の少ない市町村は、伊勢・中間に分布する。2 兼化率は 90 % および他類型に比べ、もっとも高い。水田率は、前者に比べてやゝ高く 76~80 % である。したがって、米・茶・にわとりを対象部門とし、1 戸当たり平均所得は 493 千円で県平均を大きく下まわっている。

③ 小規模型市町村は、非専業地帯で伊勢北勢の旧市近隣、伊勢南勢山間部、志摩、紀州の 24 市町村で構成される。平担部では水田率が高く (75~78 %)，山間部で畑地率が高い (50~80 %)。対象部門は米・にわとり・豚・茶・みかん・乳牛・ナシなどであるが、近年レタス・鉢物がみられる。1 戸当たり平均耕地規模約 50 a，1 戸当たり農業生産所得 400~377 千円と県平均を大きく下まわっている。これから市町村における 2 兼化率は 78.8 % で県平均と等しいが、平担部では潜在労働力をうかがわせる。

(2) 三重県の稻作

三重県の稻作経営は、農業経営規模 1 戸当たり 67 a，うち水田は 50 a で水田主業の零細な経営ということができる。したがって兼業指向がつよく、専業農家率 6.0 % と低い。この水田作経営の近代化をはかるため、各種の事業がすゝめられ、基盤整備・ライスセンター、育苗センターなど広域施設、トラクタ、コンバインなど大型機械の導入がおこなわれてきてはいるが、それらは、なお一部の地区を対象とするに止っており、水田経営は支配的には次のような特徴をせっている。

① 稲作生産規模が小さく、稻作による自立農家が少ない；米収穫農家 96,940 戸のうち、水田 1 ha 以下層が 87.3 %，84,572 戸、うち 50 a 以下層が 58.3 %，56,506 戸をしめている。

表一 1. 農家類型別解釋指標

注) 1) 1戸当たり耕地面積; 大……1 ha以上, 中……60~90 a, 小……60 a以下
2) (4) 農業生産、指向可能農家率;
専……完畜專業農家+專業化可能農家10%以上, うち專業化可能農家9%以下

(口) 審査専業農家；専業農家から16～60才男子不在農家を引いた残^①。プラス第1種兼業農家のうち、そ
農家のうち、その他の世帯員のみ専業農家および第1種兼業農家のうち恒常兼業農家を差引きたる農家。
(3) 1戸当たり農業生産所得；大……10,000円以上、中……600～9,999円、小……599円以下。

②収益性が低い；田植、収穫作業の機械化による機械化一貫体系の採択と、10a 収量の低いことによる。すなわち、10a 当たり第一次生産費は 81,785 円で、うち機械経費のしめる割合は 28.3 %、23,077 円である。これは全国生産費 77,756 円の機械費率 23.2 %、18,069 円に比べて高い水準にある。一方収量水準は全国 481 kg に対して、415 kg と低く、したがって所得額は 10a 当り 69,000 円、平均規模 73a についての所得額は 503,700 円となり少ない。

③規模別生産性の格差；50 年生産費では、10a 当たり生産物販売額 112,345 円、第一次生産費 81,785 円、経費（購入支払い+償却）45,872 円、差引純収益相当（地代・資本利子が入る）30,560 円、所得相当 66,473 円である。投入労働量は 80.2 時間（10 日）を要しており、したがって 1 日当たり所得は 6,650 円になる。この点を 30a 未満

層および 150a 以上層についてみると、30a 未満層では純収益相当が 16,700 円、所得が 60,000 円、1 日当たり所得 4,500 円であるのに対し、150a 以上層では純収益相当が 56,000 円、所得が 80,000 円、1 日当たり所得が 13.30 円を得ており、大規模の有利性をうかがわせる。この有利性について、受託条件である委託者の地代要求額に対する受託者側の地代支払い可能額についてみると次のことがいえる。

30a 未満の生産者の純利益（生産物売上げ額から、第一次生産費を差引いた額）は、16,705 円どあるのに対し、150a 以上層の純利益は 56,578 円を上げている。いま 30a 未満の委託者が純利益に加えて所得機会を失分を要求しても、150a 以上層では、56,000 円から資本利子を差引いた額までは支払いが可能であり、地代支払いからみた受託の成立は可能になっている。

表-2 稲作 10a 当り規模別収益性（50 年生産費調査結果より加工）

作付規模 (A)	生産物 売上げ額 (a)	第一次 生産費 (b)	10a 当り 純利益(c) (a - b)	経費(d) 購入支払 + 偿却	10a 当り 所得(e) (a - d)	規模別 所得 (A) - (e)	必 要 労 働 日 (時間)	1 日当り 所 得
県	112,345	81,785	30,560	45,872	66,473	(73a) 485,252 (15) 91,521 (40) 269,648 (75) 536,062 (125) 972,287 (200) 1,599,640	10.0 H (80.2) 13.5 (103.4) 11.7 (93.5) 10.3 (82.1) 8.0 (64.1) 6.0 (47.9) 13.330	6,647
30a 未満	112,535	95,830	16,705	51,521	61,014	(15) 91,521 (40) 269,648 (75) 536,062 (125) 972,287 (200) 1,599,640	(103.4) 4,519	
30 ~ 50	114,550	87,582	26,968	47,138	67,412	(93.5) 5,761		
50 ~ 100	117,549	83,143	34,400	46,074	71,475	(82.1) 6,939		
100 ~ 150	121,356	73,825	47,531	43,573	77,783	(64.1) 9,722		
150a 以上	121,175	64,597	56,578	41,193	79,982	(47.9) 13,330		

④不安定就業と水田単作利用；耕地の利用は水稻の早期・早植の単作利用が主であって、この作型の年間仕事期間は 4 月下旬～9 月下旬の 150 日で、残る 7 ～ 8 ヶ月間は休閑地として放棄されている。農家はこの期間農外に就労することになる。

⑤水田基盤の未整備；三重県の水田の基盤整備率は 36.4 %、12,600 ha で、平坦・中間の平地農村では基盤整備がすゝんでいるが、中間・山間の市町村では、未整備率が高く、合理的な機械利用に支障をきたしている。なお、田の高度利用可能面積として、地下水位 70 cm 以下の耕地は、水田耕地 65,000 ha に対し 60,000 ha になるが、うち用排水施設の完備したは場は 9,400 ha、用排水施設の完備した 30a 区画整備田は 6,000 ha である。用排水施設の完備した圃場は少ない。

2) 受託のうごき

経営規模が零細なため、兼業農家が支配的である。これらの農家は日曜・土曜あるいは出勤前後の朝・夕にか

ぎられ、この少ない就農可能時間で、農繁期をのり切らなければならない。この対策として機械利用がおこなわれる。この機械化は自己完結的利用が多いが、一方で共同利用がとられている。

この兼業農家の機械化の対応に対して、農業主業農家では、機械導入による過剰装備について、その使用コストを下げる目的で機械作業の受託をおこなう消極的な対応と、これに対して就業労働力欠の 2 兼農家を対象に積極的に賃作業をおこす対応とをみることができる。

昭和 50 年 3 月～5 月にかけておこなわれた生産組織育成計画のための基礎資料（農技センタ普及企画部）をもとに、受託種類（部分・全面）、受託範囲、受託主体を指標として分類したのが表 3・4 である。この表によると水稻の組織は 122 組織で、うち受託組織は 42 組織である。その内訳は部分受託 35 組織、全面受託 7 組織で、部分受託が多い。受託組織の活動範囲についてみると、部落を範囲とする部分受託組織が 10 組織、全面受託組織

表-3 組織数と組織化年次

(単位：組織数)

年次 項目	51 現在	42 以前	43	44	45	46	47	48	49	50	51
全面受託	7	1	-	-	1	-	1	-	1	3	-
部分受託	35	1	2	1	2	7	5	5	4	5	3
共同作業	2	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-
共同利用	72	7	2	3	5	11	22	11	6	5	-
集団栽培	6	3	-	1	-	1	-	-	-	1	-

表-4 組織の活動範囲と形態別組織数

(単位：組織数)

活動範囲	種別	部分受託	全面受託
		10	4
小地域	個人	1	0
	グループ	12	3
	農協	12	0
計		35	7

が4組織である。これに対して広域を範囲とする部分受託組織が25組織、全面受託組織が3組織である。昭和51年農林水産省によりおこなわれた農業生産組織調査につ

いてみても、共同利用組織、集団栽培組織および協業組織の比重が高く、受託組織の比率は低くなっている。以上生産組織についての三重県の特徴である。

表-5 農業生産組織 51.7.1 農業生産組織調査

(単位：組織数)

(単位：%)

	全国	埼玉	栃木	三重	東海	全国	埼玉	栃木	三重	東海
共同利用組織	20,142	605	436	216	2,109	52.8	62.1	40.3	40.0	55.5
集団栽培組織	5,527	33	305	120	450	14.5	3.4	28.2	22.3	11.8
受託組織	4,569	286	174	76	485	12.0	29.4	16.1	14.1	12.7
畜産組織	4,106	37	133	46	291	10.8	3.8	12.3	8.5	7.6
協業経営組織	3,806	13	34	81	467	9.9	1.3	3.1	15.0	12.3
計	38,150	974	1,082	539	3,802	100	100	100	100.0	100.0

しかしながら、これらの組織では、中心的扱い手の不足にならざっており、方向として中核的扱い手の育成が望まれている。したがって、この研究では、受託組織あるいは受託組織の定着発展のために、新しく生まれている次の組織体を対象として、受託経営が成立するにあたり、問題となる事項を明らかにしようとした。この研究が対象とした組織は次の通りである。

一つは協業組織の中から、受託体に発展し、専従者に委任する協業経営、二つは作業受託会社を設立して広域

に機械作業の受託をおこなう組織、三つは相対受託の規模拡大農家がグループをつくって分業・協業を実施している自立農家の連合組織。とし定着すべき受託方式検討の素材とした。

なお、対象としている組織は、協業組織あるいは、作業受託組織であって完全な全面受託組織ではない。しかし、これら組織に関する委託生産者は、安定兼業100ha以下の規模の農家であり、協業組織参加、あるいは部分委託であっても、内容的には全面委託に等しい実態に

ある。これらの農家では生産力が低く、したがって得られる所得も少なくなっている。

2. 受託組織の実態

1) 部落内水田のほとんどを管理する受託組織（勝田農事実行組合）

この組織は、昭和39年・地縁的な部落ぐるみの水田作部門協業経営として発足した。しかし同43年組織再編をおこない、有志による機能集団として経過してきた。この再編は少数の専従者に経営を委任する体制として、利益配分について経営努力がみとめられるシステムをとり入れた。その後の展開は、専従者による生産の体系化を

完成している。しかしこの展開は一方で専従者の年間総就農時間の減少と、水稻単作のため農閑期を形成する問題がある。したがって対策として麦作・大豆作の導入、ハウス部門のとり入れ（イチゴ）、いね、野菜（レタス・イチゴ）苗の受託生産をおこなってきている。

(1) 農業実態

三重県度会郡玉城町勝田部落は、第一次農業構造改善のパイロット地区で、県内他町村に先がけ、小区画分散の湿田耕地においておこなわれている多労水田作に対して、構造改変を手がけた部落である。

表-6 立 地

標 高 :	5~20m	旧市町村名 : 東外城田村
氣 溫 :	年平均 15.4°C, 8月 27.4°C 1月 4.8°C	最寄都市名 : 伊勢市、松阪市
雨 量 :	2,216.5mm	伊勢市（観光都市）人口 103,576人 15~30km, バス 20~40分
地 勢 :	旧村の林野率 0~40% 平地村	松阪市（商都）人口 102,133人 15~30km, バス 20~40分
地 形 :	地区の田畠割合 田率 45~80.7%	最寄大都市名 : 名古屋、大阪 名古屋, 90~110km 電車 1.30~1.50 時間 大阪, 120~140km 電車 2.00~2.30 時間
地 質 :	第4期新層	人口密度 (1km ² 当り) : 264.2人

表-7 部 落

耕地面積	水 田 80.9 ha	87.4%	専 兼 別	專 業	2 戸	2.9%
	畠 6.5	7.0		第一種 兼業	26	38.2
	樹園地 5.1	5.6		第二種 兼業	40	58.0
水 田 率	87.4%				いね 77.1 ha, ぶどう 3.0 ha	
農家戸数	68 戸				工芸作物 2.8, 豚 2 戸, 50 頭	
平均一戸当たり耕地面積	136.1 a				やさい 5.8, にわとり 8 戸 3,550 羽	
階名別戸数割合	0~50 戸	7 戸 10.3%		兼 業 種 類	一種 恒常的 15 戸, 日雇 6 戸, 自営 5 戸, 二種 恒常的 26 戸, 日雇 10 戸, その他 4 戸	
	50~100	20 29.4				
	100~150	10 14.7				
	150~200	16 23.5		標準 日雇労賃	建設日当 5,500~6,000 円 日給月給 8 万円	
	200 a 以上	15 22.1		地 価	10 a 当り 100 万~120 万円	

立地的には、大都市（名古屋・大阪）遠郊の伊勢平野南部平坦地に位置する純然たる平地農村の水田地帯であるが、伊勢・松阪市など県内雇用の機会に恵まれている。

この部落の専兼業別農家の構成は、昭和50年の総農家戸数68戸のうち、要業農家2戸、第一種兼業農家26戸、第2種兼業農家40戸で構成され、第2種兼業の比重は、58.0%と高い。規模別農家構成は、水田が150 a以上の階層が31戸（46.6%）を占め、経営規模の大きい部落で

ある。田畠の割合は、耕地面積91.5 aのうち、水田80ha、畠6.5 ha、樹園地5 haとなっている。水田はすべて基盤整備がおこなわれ、大型機械を用いて作業のできる状態にある。圃場の区画は、1筆30 aと大きく、農道も整備され、用排水の分離も完全に行なわれ、用水は国営宮川用水2号幹線から取水し、自然勾配約200分の1から250分の1の田面に灌漑して、地区の北側低湿地を流れる外城田川へ排出される。このように整備された基盤条

表-8 主要経営

基盤	圃場整備：済・未	済・完	水稻技術	品種	コシヒカリ、大空
	地形：乾湿土性	平坦・乾・洪積		栽植方法	稚苗、田植機使用
	区画：分 散	3.0 a・部落内分散		作期・収穫期	5, 上～9, 上
	水利：源過不足便否	河川・充分・便			早植、稚苗田植
主要経営類型		ぶどう(20～30 a) +イネ(150～240 a)			自脱コンバイン使用、高温時、高水分類の処理、乾燥ライスセンター
代表階層	①面 積	150～200 a	生産力	480 kg	
	②家 族 構 成	4.9 人			
	③基 幹 労 働 力	♂	生産組織	部 落 内	水田作協業経営
	④補 助 労 働 力	♀ or ♂		広 域	C型農業機械銀行
	⑤後 繙 者 有 無	無			ライスセンター
作物構成		(水田)イネ+ヤサイ(タバコ)			
労手 働段	種 類	トラクター、田植機、動噴 自脱コンバイン、乾燥機			

件のもとで、水田の約2分の1の耕地を対象に38戸の農家によって、水稻部門主体の委任協業経営が実施されている。土地利用としては水田に大根・西瓜など野菜が5 ha, 畑にはぶどうが3 haたばこ2.8 haが作付けられる。

(経営耕地の集団化状況)

農家の所有する耕地は分散の状態にある。したがって協業経営に参加する農家の耕地は分散することになり、利用の集団化はみたされていない。この事情は、基盤整備前に所有していた位置を中心に換地する原地換地を原則としたためである。換地後の各個人の所有地は大きく3～4ヶ所(団地)に分散し、さらに各団地でも分散する結果となった。たゞ、大部分の区画は、30 aであること、原地換地とはいえ30 aつを単位としてまとめた結果、1筆30 aの集団化はなされたことになる。換地終了後、展開するであろう土地利用方式にもとづいて集団換地ができなかったことに問題点がある。

(2) 受託組織の実態

①企業的側面

- イ. 協業経営参加農家は38戸、水田耕地の使用権を提供する。その面積は38.7 haである。
- ロ. 正常の運営は5人の農家に委任する委任協業経営である。

ハ. 参加農家は提供面積に応じて、必要な臨時労力を提供する義務がある。

ニ. その労賃は、地方労務者なみの賃金として評価する。

ホ. 費用は農機具の償却費を含めて、面積に応じて徴収する。



図-1①

図1-○ 勝田部落園場図

白地，協業經營耕地

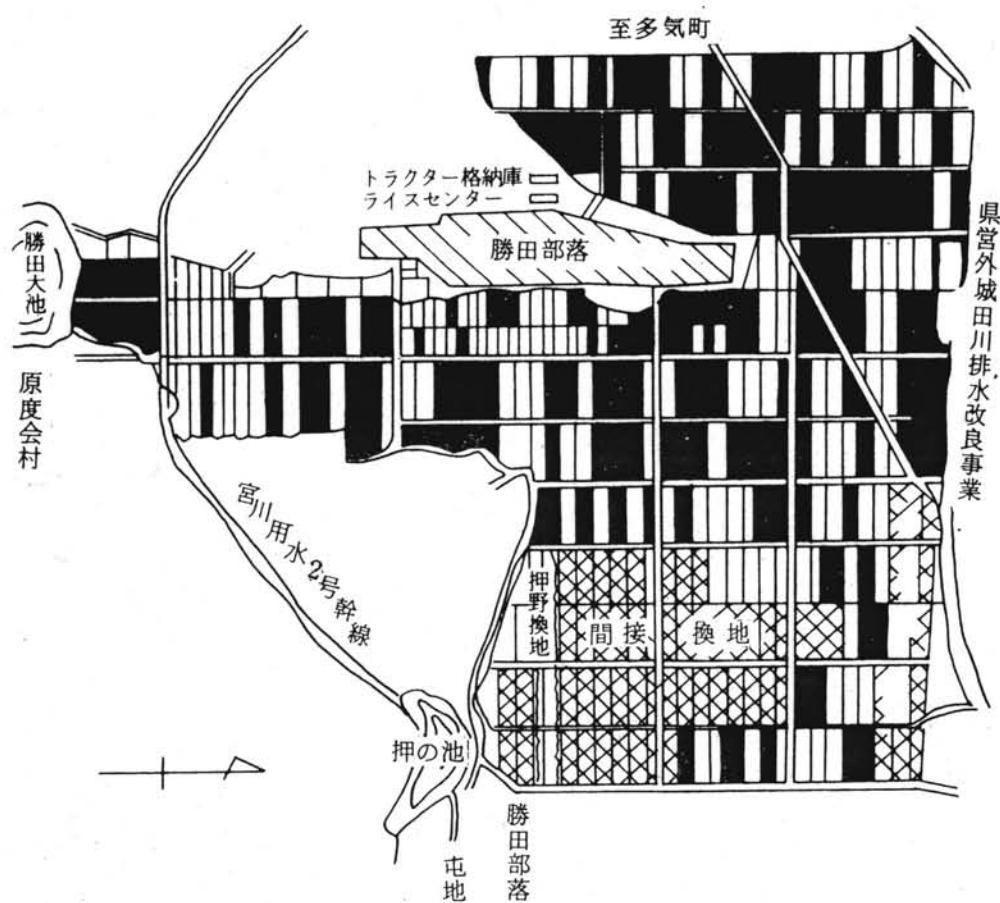


表-9 農家種類別委託状況

勝田部落 (○印 協業参加農家, □印 不参加農家)

農家種類 ^(a)	0~50	50~100	100~150	150~200	200以上
安定兼業	○○○○○	○○○○○○○○○○ □□□□□□	○○○○○ □□□	○	
日雇兼業	○○	○○ □□□	○○○		□
安定自営	□□	○ □		□	
農業主兼業			○ □□	○○○ □□□□□	○ □□□□□
農業主日雇			□	□	
農業主自営	○	○		○○	□

注) ○は中核者。

へ。生産物の配分は、提供耕地について定額配当(10
a当たり、1.8万円)，専従者については、定額の専従
者報酬を経費の中にみとめる。粗収益から、経費、土地
に対する定額配当を差引き残りは2等分して、土地と出

役務に分配する。

②技術的側面

この勝田実行組合の農法は大型機械化体系である。育
苗、耕うん、整地、代かき、田植、防除、刈取、乾燥と、

表-10 収支予測(昭和50年産, データーによる, 30ha規模)

(単位:円)

科 目		金 額	1 ha 当り	算 出 基 礎	
粗収益	玄米(3等)	36,972,000	1,232,400	4,500 kg / 1 ha × 8,216 円 / 30 kg	
経 費	種 苗 費	353,280	11,776	1 ha 32 kg 368 円/kg	
	肥 料 費	1,886,331	62,877	高濃度化成 1 ha 400 kg NK化成 1 ha 250 kg 硫酸カル 〃 1,500 kg 苗作肥料	
	薬 剤 費	1,443,750	48,125	サタンS粒 1 ha 30 kg バッサ粉 30 kg 2・4D 1 ha 500 g, キタジンP粒 30 kg, スミチオン 30 g ネオアソジン 30 g, タフジンP 30 g, ベンレート, 塩	
	諸 材 料 費	1,025,430	34,181	耕耘刃, ピニール, 杖, タルキ, ポリシート 計 8,745 円 光熱費, 軽油 2,000 ℥, ガソリン 450 ℥, 混合油 150 ハイブリード 1,500 ℥, 灯油 4,500 ℥ 計 16,436 円 電力料 20 kw 9,000 kw/H 計 9,000 円	
	小 農 具 費	558,949	18,631	育苗箱, 麻袋, ホース, ノズル etc	
	出 荷 経 費	337,500	11,250	4,500 kg / 30 kg × @ 75	
	償 却 費	5,568,200	185,606		
	その他の経費	2,135,880	71,196	修理費 61,196 水利費 10,000	
	計	13,309,320	443,642		
差 引 所 得		23,662,680	788,758		
労 働 見 積 額	8,858,000	295,266	30ha当たり 571 × @ 6,000 = 3,426,000 + 1,552 × @ 3,500 = 5,432,000		
資本利子見積額	1,292,829	43,094	(固定財 43,972,000 + 流動財 7,741,120) 1/2 × 0.05		
地 代 見 積 額	5,400,000	180,000	10 a 当り 18,000		
		8,111,851	270,398		

表-11 資 本 装 備

施設機械名		規 模	取 得 価 格	耐 用 年 数	年 價 却 額	摘 要	年修理費
育 苗	播種プラント	1台	420 千円	5年	84 千円	H 350 箱用	8.4 千円
	育苗機	8	586	5	117.2	240箱2台, 160箱2台 104箱, 54箱・80箱各	11.7
苗 碎 土	機	1	131		26.2	1台	2.6
	選別機	1	74		14.8		1.5
耕 耘 整 地	トラクター	1	2,785	8	348.1	42PS	139.2
	ライムソワー	1	3,420	8	427.5	62PS	171.0
	ロータリー	1	200	5	40.0		4.0
	ドライブハロー	2	1,240	5	248.0	1.8 m	124.0
	均平機	1	350	5	70.0	2.7 m	7.0
	水田車輪	2	50	5	10.0		1.0
本 關 機 関 係	田植機	1	160	8	20.0		2.0
	"	1	960	5	192.0	8条 乗用	57.6
	背負式ダスター	1	240	5	48.0	2条	14.4
	散粒機	1	45	5	9.0		3.6
	草刈機	1	21	3	7.0		0.7
收 穫	コンバイン	2	450.0	5	1,000.0	4条	450.0
	乾燥施式一式	1式	570.0	10	1,900.0		
運 転	ダンプトレーラー	1	750	8	93.7	2t	37.5
	ティラーア	1	200	8	25.0	5PS	10.0
	トラック	1	1,200	3	400.0	2t	160.0
	フロントローダー	1	400	8	50.0		5.0
建 物	機械格納庫	1棟	2,575	26	99.0	103m ²	9.9
	乾燥施設	"	2,500	26	96.2	100m ²	9.6
	育苗(硬化ハウス)	"	700	8	87.5	150m ²	8.7
	緑化収容作業室	"	800	8	100.0	40m	10.0
			43,972		5,568.2		1,835.9

表-12. 収益計算および利益分配計算例

粗収入	33,579,609 円	差引利益金配分
経 費 労務費計	10,381,694	$10,872,992 \div 38\text{町}3\text{反}6\text{セ} = 28,344\text{円}$
内訳 前 期	4,898,768	10 a 当り基本配当 = 18,000
後 期	4,512,926	$28,344 - 18,000 = 10,344$
役員給	970,000	($\frac{1}{2}$) $5,172\text{円} \times 38\text{町}3\text{反}6\text{セ} = \text{労働配当割増額}$
資材費計	12,324,923	1,983,900 円
合 計	122,706,617	($\frac{1}{2}$) $5,172\text{円}$ $(18,000 + 5,172 = 23,172)$
差 引 利 益 金	10,872,992	
		10 a 当り土地配当割増額 10 a 当り土地配当

トラクタを中心にそれぞれ専用機により処理する(表-13)。

機械化体系の骨格は、拘束労働、男子4名、女子7名で処理することを目標としている。これは参加農家の労働力が農外に就業して必要労働力が不足したためである。

現在中核となる装備は、トラクタ50ps2台、8条田植機1台、4条刈自脱コンバイン2台、流動層土上げ乾燥機を装備し、30haの水稻を処理している。

作付体系は、田植時期が4月25日～5月12日、収穫期は8月24日～9月23日、この間の栽培体系は、多収を目指とした早期・早植栽培である。田植の能率は、8条乗用田植機、男子1名、補助女子2名、苗運搬2名で、1日120～135aを処理する。

刈取・脱穀については、田植期基幹労働力で処理すること、乾燥作業の夜間就業無人化をはかることから、流動層乾燥機と湿度制御土上げ乾燥機2基とによる乾燥体系と4条自脱コンバイン2台による刈取り乾燥方式を完成させている。この刈取・乾燥方式は、自脱コンバイン1台につき、男子1名・女子2名、2セット(1日1.2～1.6ha)を刈取る。乾燥方式は、1日当たり水田面積1.6haの乾燥能力を有し、基幹労力2名で管理できる。なお運搬には男子1名、女子2名があたる。

③生産性の側面

収量水準は、10a当たり、昭49年410kg、昭50年400kg、昭51年430kgで、こゝ3年の10a当たり平均収量は、410kgである。投入労働時間は、昭50年46.8時間であった。これは個別経営の10a当たり収量443kgに比べてひくゝ、10a当たり労働時間65.2時間に比べて能率が高くなっている。

(3) まとめ

この協業経営(農事実行組合)では、水稻作の機械化の完成について、中核者の就業機会が少なくなる一方、組織形態が協業経営であること、および田植、畦畔造成などの作業に手作業を必要とすることから、補助労働を排除し得ない。

同時に専従者に対しては、就業機会の創出が必要で、現在の水稻作の土地利用については、年間就業のできるよう、その機会をつくることが必要とされる。こゝでは、麦作、大豆作の導入、ハウス部門のとり入れ(イチゴ)、水稻、野菜(レタス・イチゴ)苗の受託生産などをおこない、就業機会創出に努力している。しかし個別経営の土地利用(早期いね単作)があるため、水利用をめぐって、耕地の集団利用に規制があり、高度利用に限度がある。

2) オペレーター集団による作業受託会社(有限会社AMC)

昭和39年から実施されている農業構造改善事業の実施にともなって、育成されたオペにより組織された有限会社で、農作業受託組織である。稲作生産者の機械作業に貢献する組織で、業績を上げ、この方向は、作業受託規模を拡大することである。そこで鵜川原地区を中心に、菰野町一円を範囲とし、農協事業のカントリーオペをうけおっている。土地生産力を上げることを直接の目標にしない。またこの組織に機械作業を委託し生産をおこなっている農家についてみると、基幹労働力に不足する2兼農家である。これらの点から、地域農業の生産力を直接に担う組織とはいゝがたい。この組織が問題としていることは、組合員の給与を上げることである。給与が定額であるので、その獲得のために、受託総量をふやすこと、年間を通じてコンスタントな就業ができることが必要である。しかし機械作業の受託は、ピークをつくり、且つ繁閑を生じる。対策としては、全面受託(借地)をとり入れ、早期・早植の組合せによる作業の配分と麦などをとり入れた土地利用の高度化ができる主体者として変質方法が問題とされる。

(1) 農業実態

鵜川原地区は、人口24万の四日市の外縁部に位置する中間地帯にある平地村で、耕地558haの水田地帯を形成している。農家戸数558戸、1戸当たり平均耕地面積94.2

表-13 三重県度会郡玉城町勝田実行組合の発展経過

項目	年次	昭39	42	43	44	45	46	47	48	50
戸面労働力		72戸 82.3ha 人	72戸 80.8 人	39 40.0 人	36 38.7 人	36 40.0 人	36 37.5 人	38 38.7 人	38 38.7 人	36 36 人
専従労働手段	187(687.9ha人)	81(38.83)	-	79(29.50)	66(23.43)	55(15.40)	56(17.37)	62(23.39)	44(16.28)	53(28.25)
雇労手段	①トラクター3台 ②普通コンバイン ③乾燥機	1,348人 600	-	♂6人♀13人 -15人 269	♂6♀13人 -15人 223	♂6♀13-15人 -15人 -	♂6♀13-15人 -15人 -	♂4♀10 -	♂4♀10 -	♂4♀7人
土地利用	水稻(80.3) 煙草(2.0) 麦(3.5)	水稻(80.3) 麦(11.7) 農作ヤサイ(0.2)	水稻(40.0)	水稻(38.7)	水稻(36)	水稻(29.5)	水稻(29.8)	水稻(29.8)	水稻(29.8)	水稻(29.8)
技術水利	10a当たり収量 100kg(12.5日)	378.3kg 99	392.6 (12.3)	389.6 (15.0)	448.2 (11.4)	401.2 (9.8)	415.1 (9.4)	455 (6.0)	394.5 (6.5)	400 (5.8)
収事業収益	32,391,563	43,611,370	21,487,731	23,050,375	21,629,499	21,539,827	23,339,145	24,958,962	31,900,335	
益事業外収益	10,000,254	1,362,175	518,732	1,362,175	199,465	264,436	93,451	471,633	1,463,335	
(円)収益計	33,391,817	44,973,545	22,006,463	24,412,550	21,829,464	21,804,263	23,432,596	25,430,595	33,363,670	
費事業費用	16,785,710	22,226,789	11,909,051	13,205,273	12,535,421	13,208,168	13,069,114	15,170,288	20,872,661	
用事業外費用	212,630	20,776	-	20,796	0	0	469,933	251,938	1,375,426	
(円)費用計	16,998,340	22,247,585	11,907,051	13,226,039	12,535,421	13,208,168	13,539,047	15,422,226	22,268,087	
純利益	16,393,477	22,725,960	10,097,412	11,186,511	9,294,043	8,596,095	9,893,547	10,008,369	11,095,583	
10a当たり粗収益(円)	40,570	55,660	55,016	63,081	57,688	58,036	60,550	65,763	92,676	
10a当たり経費(円)	20,650	27,543	25,244	34,176	33,127	35,156	34,980	39,847	61,855	
10a当たり純利益(円)	19,920	28,126	25,244	28,905	24,561	22,880	25,570	26,091	30,821	
10a当たり配当(円)	19,920	28,126	22,829	25,270	22,374	21,253	23,176	22,000	24,410	

aである。また150a以上層が18.8%を占める大規模集落である。2乗率の高いのが特徴で、421戸70.4%を占める。これは名古屋および四日市への通勤圏にあるためで、近年急速に兼業化した地帯である。この地区は、昭和39年から大区画・地下水利用とパイプライン方式による用排水分離による整備事業がすゝめられ、現在314haの完了をみようとしている。

この後の稻作は、オペレーターを中心に大型機械による受託集団を形成している。このオペレーターは米作指向の専業農家として生まれる一方、酪農・養豚・養蚕・養鶏の方向で規模の拡大を企てる自立農家が生まれつつある。

この地区は、秋晴れが70%を占める。三重県では、晩植の地区である。その植え付けは5月下旬が中心である刈取りは9月下旬から月にかけておこなわれる。したがって、原料糀の水分は、20%前後の糀である。この作期のゆえに、カントリーによる糀乾燥がおこなわれ、又、麦作および飼料作物が水稻あと作として、一部作付けら

れる。

表-14 立 地

標 高 : 65m	旧市町村名 : 鵜川原
気 温 : 年平均 14°C	最寄都市名 : 四日市人口
8月 24.6°C	242,045人
1月 3°C	工業都市
雨 量 : 2,000mm	12-15km
地 勢 : 旧村の林野率	バス 15~20分
1%平地村	最寄大都市名 : 名古屋
地 形 : 地区の田畠割合	50km
82.3%	電車 60分
地 質 : 第4期新層	人口密度 1km ² 当り :
	253.4人

表-15 部落菰野町旧鵜川原、川北部落

耕 地 面 積	水 田 11,141 a 82.3%	專 業 別	4 戸 3.3 %
	烟 986 a 7.3	第一種兼業	9 7.4
	樹口地 1,068 a 7.9	第二種兼業	109 89.3
水 田 率	82.3 %		いね 108.3 ha 乳用牛4戸52頭
農 家 戸 数	122 戸		工芸作物 5.2 豚5戸2,545
平 均 一 戸 当 り 耕 地	1,109 a	主 要 作 物	やさい 2.8 にはとり4戸835羽
			飼料作物 8.3 養蚕11戸36箱
階 層 別 戸 数 割 合	0 ~ 50 26 戸 21.3 %	兼 業 種 類	一種恒常的1戸, 日雇3戸自営1戸
	50 ~ 100 37 30.3		二種 " 74戸, " 25戸 " 10戸
	100 ~ 150 25 20.5		
	150 ~ 200 20 16.4	標準的日雇労賃	大工植木 8,000 ~ 9,000円 日給月給日当 3,000 ~ 4,000円
	200 以上 14 11.5	地 価	田 400 ~ 500 万円, 畑 250 ~ 300 万円

表-16 主 要 経 営

基盤	圃場整備済、未済地形、乾湿、土性区分、分散水利源、過不足便否	完済平坦、乾、洪積30a部落内分散井戸(揚水機)充分、便	水稲栽培技術	品種アキバレ(70%)日本バレ(20%)稚苗、田植機使用作期、収穫期5上~中、9下、10上早植、稚苗田植自脱コンバイン、カレトリーアクセス
主要経営類型	兼業+イネ(150a) イネ(250)+豚		生産力	390 kg
代表階層	①面積 100 ~ 150 a ②家族構成 4.9 人 ③基幹労働力 ♂ ④補助労働力 ♂ or ♀ ⑤後継者有無 無		部落内	
作物編成	イネ		生産域	カレトリーアクセス
労働手段	種類 トランクター、田植機、自脱コンバイン、乾燥(委託)		組織	AMC作業受託組織

(2) 受託組織としての有限会社の構成

組織は常勤社員5名と、非常勤5名（現在2名）とかなる。資本金12,350千円の農作業受託組織で法人（有限会社）の登記をおこなっている。

この会社は、構造改善事業の自立農家育成策にそって

生まれた組織で、したがって、農業振興総合指導体制の中核を司る菰野町役場・菰野町農協・菰野町AMC・四日市普及所からなる運営委員会の指導のもとに、菰野町農協と手を組みながら、作業受託をおこなってきている。

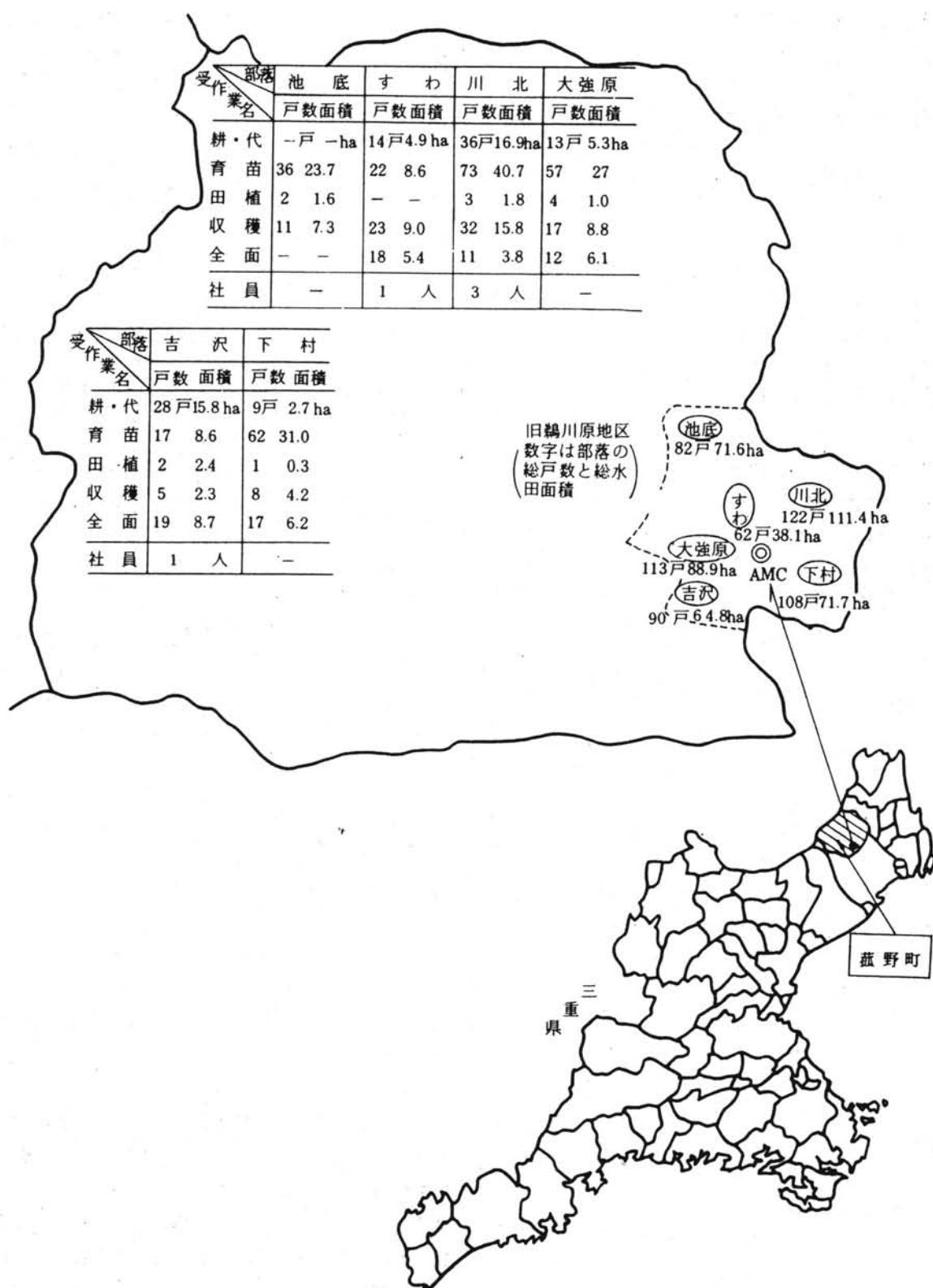


図-2 菰野町旧鵜川原地区部落別作業受託実績

表-17 構成員の個別状況

社員番号 (出資数)	年令	経営内容					従事日数	備考			その他
		水田	畑	桑	茶	畜産		分担			
1 (35)	56	143	0	23	0		300	常	経理	欠	事務員女子1名
2 (80)	37	226	31	0	6		300	トラクタ	熔接	男常勤 1名	
3 (80)	41	165	10	16	5		300	育苗	熔接	女子勤 1名	
4 (50)	40	70	10	20	0		300	コンバイン	臨時		
5 (50)	34	115	51	9	0	種豚 30	300	カントリー	春4名×35日		
						肉種 200	勤	カントリー	秋2名×18日		
6 (50)	26	106	15	0	0		300	カントリー	下請3名		
7 (20)	39	60	5	0	0		10	非常勤	農協農機		
8	24	85	5	0	0	種鶏 1,000	10	〃	営農指導		

この組織の活動の中心は、菰野町に合併された旧鵜川原地区である。鵜川原地区は、池底、すわ、川北、大強原、吉沢、下村の6つの部落からなる。事務所は大強原部落にある菰野町農協鵜川原支所におかれている。社員は、すわ1名、川北3名、吉沢1名の計5名である。この5名が分担して鵜川原地区内の機械作業を請け負うわけである。機械作業の受託は、6部落におよぶが、川北・すわ・吉沢、大強原部落に多く、受託農家は部落農家数の30~20%である。全機械作業の受託は、川北・下村に多く、部落農家数の10%である。この全機械作業の受託は、一般の作業受託に対して若干作期をずらした品種を作付け、作業のピークの調整をおこなっている。

保有する機械は、388.8m²規模の育苗施設、トラクタ、田植機、自脱コンバインであるが、土地改良区のトラクタ・農協のスピードスプレヤ、ハーベスター、をリースしている。

表-18 機械施設(所有又は利用)

機械又は施設	AMC 所有	農協 所有	集落 所有
育苗センター 388.8 m ²	1		
カントリー、エレベーター		1	
トラクター	4	1	6 48ps 2
田植機 4条	5		6 62ps 4
2条	5		
自脱コンバイン 4条	6		
普通型コンバイン	中古 2		
スピードダスター		2	
ハーベスター		1	
プロードキャスター	1		
軽四	3		
軽トラック、ダンプ	2t 1.1		

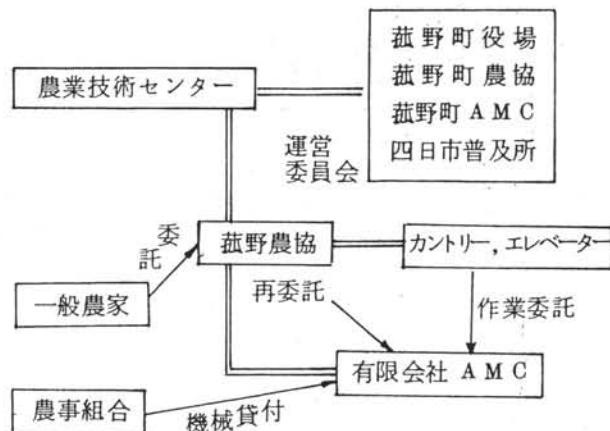


図3 広域営農組織

運営は、農協と手を組みながらすゝめており、その内容は、農協直営のカントリによる乾燥精米事業のオペ作業の受託・農協作業受託の両受託である。他に村や、土地改良区、酪農組合の仕事を引きうけ、土地改良にともなう均平など補正の仕事、飼料生産における播種・刈取りなど機械作業、麦・大豆などの畑作物生産などをおこなってきた。運営実績は表-19、にみられるよう、昭52年では、耕起・しづかき 18.1ha、育苗 156 ha、田植 2.8 ha、収穫 32.5ha、全作業受託 37.5ha、カントリ 3,000 t の実績である。

なお、この会社が実施しようとしている営業種目は次の通りである。(1) 農作物育苗及び販売、(2) 機械田植作業の請負、(3) 防除作業の請負、(4) トラクタ作業の請負、(5) コンバイン収穫作業の請負、(6) 農作物の運搬作業の請負、(7) 乾燥・調整作業の請負、(8) 農道・農地等補修土木工事の請負、(9) その他農業に関する機械作業、(10) 前9項の事業に附帯する事業。

表-19 運営実績

(単位: ha)

	耕起 しろかき	育苗	田植	防除	収穫	全作業 受託	カントリー エレベーター	その他
昭 47	130	80	40	308	58	0	800 t	
昭 48	137	155	24	460	58	25	1,600	
昭 49	135	259	18	460	51	41	2,900	
昭 50	127	225	7.8	420	54	48	3,000	
昭 51	55	198	28		56	33	3,000	田植機賃貸 25 ha
昭 52	18.1	156	2.8		32.5	37.5	3,000	" 14.2 ha

資産規模3,000万、営業規模4,000万、社員1人当たり
収入は250~300万である。

(3) 有限会社の経営問題

この組織の問題は、作業規模が増加しない、停滞ないし減少の方向をとっているという点である。規模の増加が大切なのは、社員の給料の値上げにかゝわる問題であるからである。作業受託量の増加は、給料の増額を補償する。規模の増加を補う方法として作業料金の値上げが考えられるが、これはできない。この作業規模の減少部分は、同業者ができて、この組織への委託者がくらがえしたり、自から機械を装備して自己完結的に作業をこなしてきたからで、作業料金の値上げは、このAMC離れに、拍車をかけることになるからである。しかもこの会社の料金は、機械の導入が補助金付きであったことから、農業振興対策委員会に統制された、公共的な料金として、農家に認識されている。したがって、慣行料金はこれを尺度として、お客様をとりたいときは低く勉強するという傾向があり、したがって、AMCの料金は高いと認識されがちである。以上、作業料金の据え置き、委託者の減少は、作業のコスト高をまねき、営業収支を悪くしている。つまり社員の給与の増額がはかれず、脱落者をみるということになるわけである。

作業委託者のAMCばなれは、いま一つ次の問題がある。作業委託者は、前後作業あるいは休日などの関係で

表-20 51年度収支

損益計算概要

損失の部(単位千円) 営業費用 39,407

(材料 7,868, 労務 16,013

経費 13,802, 一般管理 1,722)

利益の部(単位千円) 営業収益 40,340

資 産	流動資産	4,559
	固定資産	25,644

作業実施日を決めてくる。これが重なり、ピークをつくる。このピークについて、会社はこたえることができない。加えて、AMCにとっては委託した耕地が、すでにみたように広域にわたっており、圃場から圃場への移動に時間がかかり、作業の能率が悪くなり、その結果1日当たり作業量が少なくなっている。

そこで対策が望まれることになるが、1つはこの地区的農業振興運営委員会の強化であり、作業ピークを分散に導く対策の推進が必要である。いま1つは、この全面受託の方向である。作業の消化に際し、委託者の要求にかかわりなく自から計画にしたがって作業のできる方法、すなわち全作業受託の実施である。この方向の選択が課題となる。

〔附録〕

有限会社エイエムシイ定款

第一章 総則

第1条 この会社は有限会社エイエムシイと称する。

第2条 この会社は次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 農作物育苗及び販売
- (2) 機械田植作業の請負
- (3) 防除作業の請負
- (4) トラクター作業の請負

(5) コンバイン収穫作業の請負

(6) 農産物の運搬作業の請負

(7) 乾燥・調製作業の請負

(8) 農道・農地等補修土木工事の請負

(9) その他農業に関する機械作業

(10) 前9号の事業に附帯する事業

第3条 この会社の資本の総額は235万円とし、これを出資235口に分け出資一口金額を金一万円とする。

第4条 この会社は本店を三重県三重郡菰野町大字下村42番地におく。

第二章 社員及び出資

第5条 この会社の社員、住所、並びにその出資口数は次のとおりである。

(省略)

第三章 社員総会

第6条 この会社の定時総会は、毎決算期後第2カ月以内に招集し、臨時総会は必要に応じて招集する。

第7条 社員総会は法令に別段の定めある場合を除くほか取締役社長が招集する。

第8条 社員総会を招集するには、会日より3日前に各社員に対し通知を発しなければならない。但し、総社員の同意があるときは招集の手続きを省略してこれを聞くことができる。

第9条 社員総会の議長はその総会の招集者がこれに当る。

第10条 社員総会の決議は法令に別段定めある場合を除くほか、社員の過半数が出席した総会で出席社員の議決権の過半数をもって決する。

第11条 各社員は社員総会において出資一口につき一個の議決権をもつ。

第12条 社員総会の議事の経過及びその結果については、これを議事録に記載し、議長及び出席した取締役がこれに記名捺印して会社に保存する。

第13条 社員総会の決議を要する場合において総社員の同意があるときは、特に総会を開かず書面決議の方法によることができる。

第14条 社員は代理人をもってその議決権行使することができる。但し、この場合にはその代理人はこの会社の社員であることを要する。

第四章 役員

第15条 この会社に取締役5名・監査役3名をおく。

第16条 この会社を代表する取締役は1名とし社長とする。

第17条 この会社の最初の取締役・代表取締役及び監査

3) 受託農家の連合組織（松阪農耕）

松阪農耕の発生は、部分作業および全面作業受託を実施する農家5戸が互に作業の受委託をおこないながらそれぞれの受託規模を拡大している組織で、実施範囲は、松阪一円、関係農協6農協（花岡・農民連盟・松阪第一・神戸・南豊農協の茅広江・射和）に及んでいる。

役は下記の通りとする。

(省略)

第18条 この会社の取締役及び監査役は社員総会の定める額の報酬を受けることができる。

第五章 計算

第19条 この会社の事業年度は、1年1期とし毎年1月1日より12月31日までとする。

第20条 この会社の損益計算は、毎決算期における純利益金に、前期繰越金のあるときはこれを加減したものを当期利益金としこれを次のとおり処分する。

1. 利益準備金	金銭による利益の配当額の100分の10以上
1. 納税準備金	若干
1. 別途積立金	若干
1. 配当引当積立金	若干
1. 社員配当金	若干
1. 役員賞与金	若干
1. 退職給与積立金	若干
1. 次期繰越金	若干

前項処分は、利益準備金を除き社員総会の決議をもってこれを変更することができる。

第21条 社長は、毎決算期において計算をし、財産目録・貸借対照表・損益計算書及び剩余処分案を作成し、監査役の監査を経て社員総会へ提出しその承認を求めなければならない。

第22条 社員はいつでも会社の帳簿や書類について閲覧し、またこれを謄写することができる。

第23条 社員配当は、毎事業年度末の現在の社員に法令で認められた範囲内の出資配当を行なう。

第六章 附則

第24条 この定款に掲げない事項は、すべて法令又は内規による。

第25条 この会社の負担に帰すべき設立費用は金5万円以内とする。

前記有限会社エイエムシイ設立のための定款を作成し、各社員は次に記名捺印する。

昭和46年12月25日 (省略)

これに参加する農家は、就農労力欠の兼業農家に対して、機械作業を請負うことが目的で、トラクタ作業から始め、育苗・機械田植・自脱コンバイン刈取・循環式乾燥機と作業受託のレパートリを拡げてきた。そして現在で全作業受託（小作）に発展している。

(1) 農業の実態

松阪市は人口10万の商都であり、花岡地区は市街化の周辺部に位置する地区である。中心部まど10~15km内外の距離にある。地形は林野率30%前後の平坦中間地帯である。水田率は90%以上で耕地整理は未完である。経営規模は1戸平均85a前後と、小中規模水田地帯として位置づけることができる。耕作は国道、県道線ぞいにあるので、耕地の宅地化・敷地化がすゝみ、地価が高く、その蚕食が著しい。水田は早期を中心に水稻単作の利用にとどまっている。

営業を実施している地区は、山よりの耕地規模57.4aの零細地区、および市街化地区でおこなわれ、これらの地区では農家数において、100a以下層が60~80%，うち50a以下層が55~30%をしめている。この層が受託の対象となっている。

表-22 部 落

部	耕 地 面 積	水田 29,507 92.8%
		畠 1,587 5.0
		樹園地 153 0.5
	水 田 率	92.8%
農 家 戸 数		393戸
平均一戸当たり耕地面積		80.4a
階層別 戸数割合	0~50a	130戸 33.1%
	50~150	132 33.6
	100~150	91 23.2
	150~200	39 9.9
	200a以上	1 0.3
専 業 別	専 業	51 13.0
	第一種兼業	141 35.9
	第二種兼業	201 51.1
主 要 作 目		いね 278ha やさい 8.3ha(収穫農家 205戸、販売園芸農 家8戸)施設(5戸)豚13戸にわたり8 戸
兼 業 種 類	一種 141(恒常73, 出かせぎ1,日雇54 自営13)二種 201 (恒常116,日雇57 戸,自営28)	
	標準的 日雇労賃 建設日当 4,500円	
地 価 田坪 6万~13万円		

表-21 調査対象地農業実態

項目	部落名	松阪市(花岡町)
立	標 高	50m以下
	気 温	年平均 15°C 8月 27.2°C
	雨 量	1月 4.5°C
	地 勢(旧村の 林野率)	1,850mm
	地 形(地区的 田畠割合)	33% 中間地帯
	地 質	92%
地	旧市町村名	第4紀新層、細壤土
	最寄都市名	花岡町
	最寄大都市	松阪市
	商都人口	102,138人
	市街化地区	名古屋、大阪
	人口密度 (1km ² 当たり)	名古屋 80km 電車2時間、バス20分 大阪 100km 電車2時30分、バス20分 510.7人

表-23 主要経営

主要経営類型		兼業+イネ(100a)
代表階層	① 面 積	100a前後
	② 家族構成	4~5人
	③ 基幹労働力	無
	④ 補助労働力	♂ and ♀
	⑤ 後継者有無	無
作物編成		イネ
主要経営	労働手数	トラクタ、田植機、背負式ダスター、自脱コンバイン、乾燥機
	基盤	圃場整備；済・未済、程度、地形、乾湿、土性、区画、分散、水利、源過不足、便否
	技術	未済、平坦、半湿、洪積、壌工、10a未満、不整型分散、河川、共通みせき、不足、否
	品種	コシヒカリ、大空、アキバレ、ウコン
	栽培方法	稚苗、田植機使用
技術	作期・収穫期	5月上、9月中
		早期、稚苗田植、自脱コンバイン、自己乾燥
	生産力	360kg~420kg
地域	部 紹 内	
	広 域	受託者グループ

表-24 営業地区と農業事情

項目 地区名	営業実績			農家事情											
	関係部落	関係農家	作業量	部落数	総農家数	市街化地区関係農家数	専兼別農家数(比)			1当経耕戸	戸り営地	規模別農家構成			
							専業	1兼	2兼			0~50	50~100	100~200	150~
神戸地区	3	17	15	7	435	219	戸 15 % 3.4	90	330	84.4	戸 142 % 32.6	128	113	52 % 26.0	12.0
花岡地区	6	23	10	8	393	182	戸 51 13.0	141	201	80.8	戸 130 33.1	132	91	40 23.2	10.2
芽広江地区	1	3	1	3	17	—	戸 11 6.4	14	148	57.4	戸 97 56.1	51	18	7 29.5	4.0
射和地区	2	8	8	9	478	56	戸 35 7.3	105	338	84.7	戸 152 31.8	158	10.3	65 33.1	21.5

(2) 集団の特徴

愛知県への機械作業への出稼ぎ集団から、発展した受託体で、農機具商の機械販売に誘導されてできた組織である。賃作業集団で、自作規模にあつた機械を有し、松阪管内及び愛知の稻沢の明治トラクタ迄、出稼ぎに出

ている。参加者の出入りがはげしく、現在、5名で構成されている。この5名のグループ化についても、この仲間は農機具商の仲介によるものが多い。農機具商は、機械売り込みに際し、賃作業ができるようこの組織を紹介するのである。

表-25 集団の構成と経営種類および規模

番号	氏名	住所	年令	稻作		畑作		部分受託					備考	
				自作	受託田	そさい	果樹	耕起	しきかき	育苗	田植	収穫	乾燥調整	
1	G	山焼室畠	才46	ha 3.0	ha 4.2			ha 5	ha 一	箱 7.000	ha 一	ha 40	43	
2	Y	岩内	33	0.7	4.3		みかん 0.7	5	5	3.000	10	10	48	
3	NN	御麻生園	47	0.6	—	伊セイモ 0.8	柿 0.3	5	5	—	8	9.5	44	
4	NT	高田	23	1.0	0.4		柿 0.3	5	5	—	13	9.5	50	
5	NK	明和町田	42	0.9			柿 0.3					9.0	1.5	52
合計				5名	6.2	8.9		20	15	10,000 50 ha	31	38	41.5	

注) 1) 備考は参加した年次。

2) 部分受託はこのほかに、刈取作業を愛知県三河で④ 11ha, ⑤ 11ha, 同県稻沢で③ 10ha, ④ 7ha, ⑤ 7haをそれぞれ行っている。ただし、○印は農家番号。

5名の農家はG農家を中心とし、それぞれ受託作業の融通（同業者間の受託）をつけながら貢作業をすゝめている。中心となるG農家では、乾燥機5基（循環・3、立乾・2）の乾燥設備と、1回1,000箱の育苗室をもち、それぞれの農家は、トラクタ・4条田植機・3条コンバ

ン・軽四と装備し、作業を請負っている。地元において、この5人が処理する量は、経営面積15.1ha、うち自作地6.2ha、受託田8.9ha、育苗50ha、1.0万箱、乾燥40ha、耕起20、田植30ha、代かき15haの実績である。

表-26 機械装置

耕耘機	トラクター		育苗室	田植機		自脱コンバイン		乾燥機		運搬車	その他機械
	馬力	台数		条数	台数	条数	台数	種類・規模	台数		
1	—	25 PS 14 PS	1台 1台	3m× 4m 3部屋	4条 2台	3条 1台	—	24石循環 18石〃 12石〃 15石立乾 8石〃	1 1 1 4 2	フォークリフト 1t, 1台 トラック 2t, 1台 軽四 1台	3兼機 1台
2	—	25 PS 14 PS 14 PS	1 1 1	— 4 —	1 1 —	3 1 —	—	— — —	— — —	トラック 1.5t 1台 軽四 1台	同上
3	—	24 PS	1	—	4	1	3	1	— — —	トラック 1.5t 1台 軽四 1台	同上
4	—	—	—	—	—	—	—	8石立型	1	軽四 1台	同上
5	12 PS 1台	—	—	—	2	1	3条 1台	12石立型	1	軽四 1台	同上

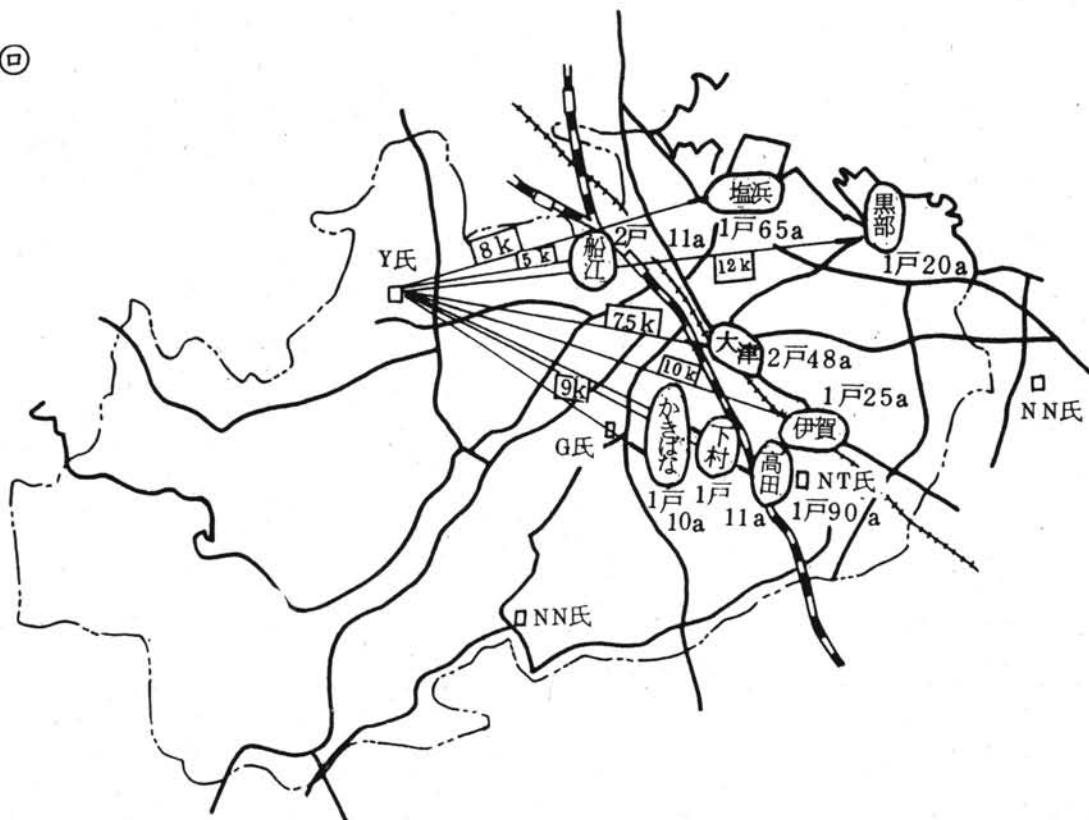
注) 4農家は、トラクター(25PS)田植機(4条)自脱コンバイン(4条)の購入を予定している。

以上の規模が5人の農家によって処理されているが、受託耕地は次の特長がある。1つは6農協におよぶ広がりをもっていること。2つはその耕地が未整理田であるという点である。特に耕地の広がりについてみると、Y農家は、4.3haの受託水田を持つが、その分散は図-4のようである。受託地は8部落におよび、部落ごとの委託農家数は1~2戸で、委託面積は10~90a、平均30aである。受託地の通作距離は5km~12kmにおよぶわけで、生産するにあたって、作業ロスが多く、くわえて灌排水など、適正管理がおこなわれがたいわけである。このような条件の受託地で仕事ができるのは、農繁期作業について、同業者（仲間）の間で分担をおこなっていることである。すなわち、春の農繁期には、育苗・代かき・田植の各作業について、秋の農繁期には刈取・乾燥作業についてそれぞれ分業で仕事を処理しているのである。この決済は、あらかじめ定められた作業料金（一般作業料金の80%）で精算される。一般的な作業料金は、10a当り育苗1・2万円、耕起5千円、代かき5千円、田植6千円、刈取1.4千円、乾燥1俵1,400円、未整理田は10%

図-4-① Y氏受託農家の全面受託水田分布図



図-4-○



増しである。なお、育苗と乾燥機の施設を持つG農家を筆頭に、それぞれ作業受託は、小作に発展してきている。1年期間のおもて作借地によるいね作生産に展開をみており、地代は1俵である。

(3) 松阪農耕の課題

①松阪農耕における受託者の分業・協業

市街化地区すなわち兼業化集落にあっての土地利用型農業の展開であるが、広く仲間をもとめて生産をおこなうのは、個別対応では作業実施にあたり欠落する作業部分ができるわけで、この欠落を仲間の間で分業しながら協力してゆく方向、これが松阪農耕のゆき方である。これを受託者群の中核であるG農家についてみると次の様に処理している。

イ. 受託した作業について、作期選択の許容度の強弱により作期選択許容度の小さい部分作業受託。これは何をおいても委託者の条件を満足させる必要がある。これに対して作期選択許容度の大きい全面受託（小作）および自作分にわたる。

ロ. 部分作業については、育苗・ライス（乾燥）を自分で受託し、耕起（20ha）、代かき（14ha）、田植（30ha）、刈取（36ha）は仲間に渡す。育苗についても1万箱のうち3,000箱は仲間に渡す。すなわち、田植期作業および収穫期作業は、なかま間で分業して、代かき・田植・育苗また刈取・乾燥の各作業をこなしている。

ハ. 自作水稻（全面受託・自己分）は作期選択が自由

表-27 作業料金

(単位 10a当たり円)

種別 作業名	員外	員内
育苗	12,000 × 20箱	1箱 550円 員外の約80%
耕起	5,000	未整理 10%増 以下おなじ
代かき	6,000	
田植	6,000	
刈取	14,000 (整理田) 未整理田 10%増	
乾燥	1,400 (調整込み)	

にできるので、受託作業（早期・部分作業）のあとにすらして早植えとする。

ニ. 冬季の耕起（荒おこし）については、仲間と一緒に実施する。

以上、仲間をつくることにより、自分で作業のできない欠落の作業部分を仲間に委託する。これに対して仲間からは、育苗・ライス（乾燥）を引きうける。両者（Gおよび仲間）は個人それぞれが受託することのできる規模により、多くの受託が可能になるということである。また全面受託については、一般の作期の作業受託について、仲間と分担して、受託作業をこなすので、G自身として

は、時期をずらすことのできる全面受託を増やしている。

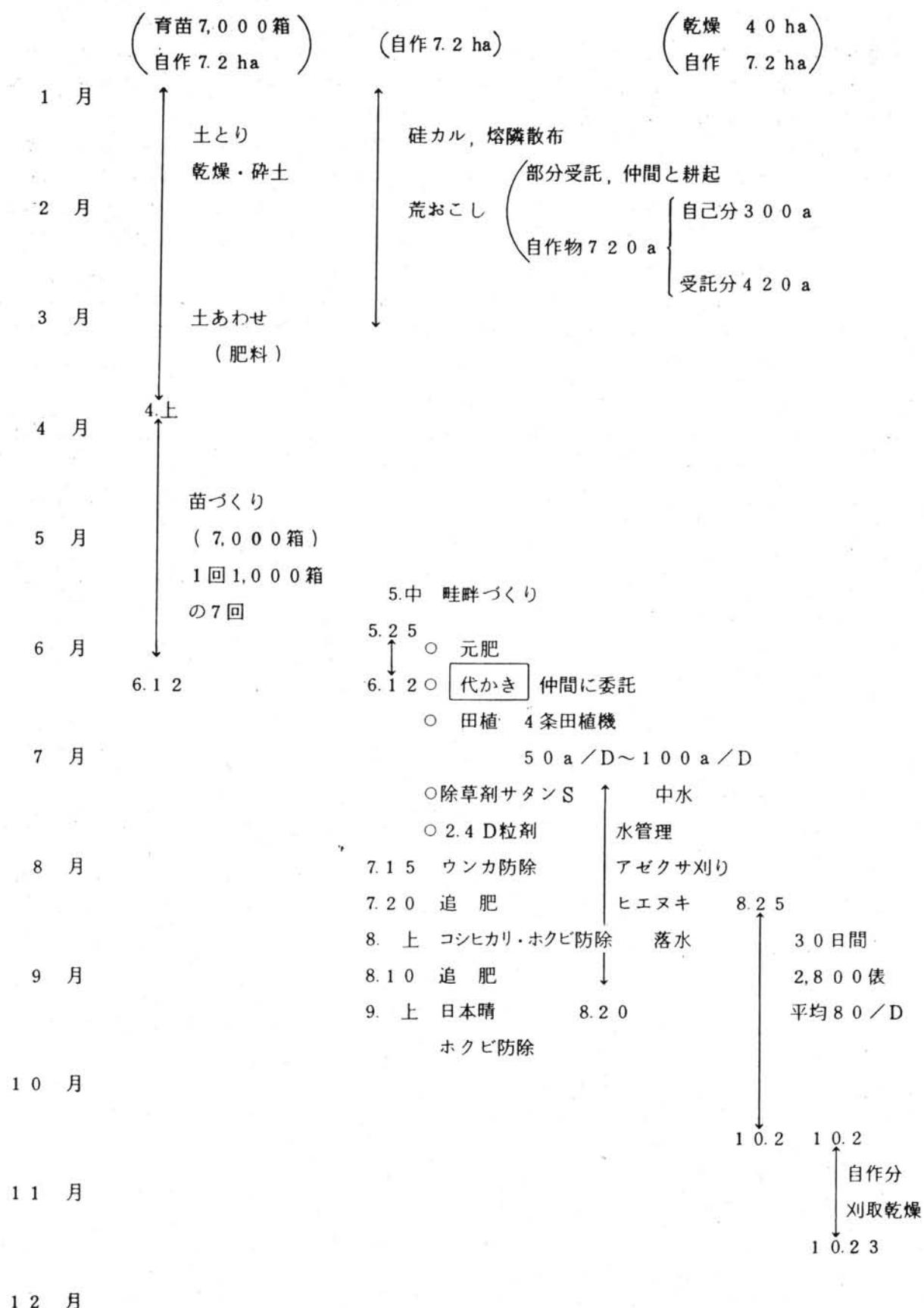


図-5 G 氏 作業 配 分

② 課題

此のケースからは、市街化地区＝兼業化集落の中で、農業を指向する場合の方法を学ぶことができる。

市街化地区では農地として需要がひく、農地に対しては買い手市場を形成し、委託者の地代としての要求は1俵とひく。この委託者の地代の要求が低いという条件の中で、受託連合をつくることによって、借地農への発展の展望をもつことができるわけである。この場合、借地農にあっては、地縁的な耕地の集団化について、受託連合の方法により、如何に卒業できるかが、問題となるところである。いま1つは、市街化地区など集落の中で耕地管理の合意の形成のできないところにあって、この機能をはたす農協など仲介を司る機関の創設が問題となる。

実態分析

1. 委託農家の性格と生産力および委託指向

1) 収益性からみた委託条件の醸成

水田地帯の経営再編の方向を土地利用型経営に求めた場合、規模の確保が条件となるが、その方法として受託が考えられる。

受託成立の可能性を考えるとき、現在の稲作生産がどれほどの経済的メリットを得ているかが問題となる。この点を階層別生産費の結果からみると、土地純収益については、50a以下では慣行地代（2俵あるいは1.5俵）以下となっている。所得についてみても、50a以上と以下の階層を比べた場合、1日当たり所得では、50a以下層の1日所得3,785円に対し、50a以上層では7,988円となりその差はあきらかである。すなわち、50a以下の階

表-28 生産費調査による規模と収益

（単位：円）

作付規模 (A)	生産物 売上げ額 (a)	第一 生 産 (b)	10a 当 り 純 収 益 (c) (a-b)	経 費 (d) (購 入 支 払 い 償 却)	10a 当 り 所 得 (e) (a-d)	規 模 所 得 (e×A)
30a未満	92,068	90,816	1,252	43,379	48,689	146,067
30～50	93,260	79,494	13,766	42,052	51,208	256,040
50～100	99,195	72,864	26,331	38,686	60,509	605,090
100～150	102,088	63,855	38,233	38,583	63,505	952,575
150a以上 (200a)	100,321	56,906	43,415	35,962	64,359	1,287,180
三重県	95,014	73,759	21,355	39,998	55,016	451,131

（49 農林統計）

作付規模	必要人区 (f)	1日当り 所 得 (e×f)	所得受け機会		1日当り所得受け機会		地代 収 得	
			2.7万(I) (地代)(G) (e-I)	2.0万(II) (地代)(H) (e-II)	2.7万 (G/f)	2.0万 (H/f)	2.7万 (C-I)	2.0万 (C-II)
30a未満	119.4H (14.9人)	3,267	21,689	28,689	1,455	1,925	△25,748	△18,742
30～50	95.1 (11.9)	4,303	24,208	31,208	2,034	2,622	△13,234	△6,234
50～100	84.1 (10.5)	5,762	33,500	40,509	3,191	3,858	△669	6,331
100～150	64.4 (8.0)	7,888	36,505	43,505	4,534	5,404	11,233	18,233
150a以上 (200a)	49.9 (6.2)	10,313	37,359	44,359	5,987	7,108	16,415	23,415
三重県	81.9 (10.2)	5,393	28,016	35,016	2,746	3,432	△5,645	1,355

層では、コストのかかった収益メリットの少ない水稻作がおこなわれていることになる。われわれがおこなった調査でも、採算にあわない稲作の対応として勝田部落では、部落の半数の農家により、専従者委任の協業組織を成立せしめてきたのであり、その組織においては、水田作経営の専従者と、これに依存する農家との分化がおこ

なわれてきた。また鵜川原地区においても、大型機械による貸作業会社の設立をみた場合、これに対応する農家があるわけである。したがって、これから受託農を成立させるについて、三重県における成立条件とくに委託者条件について知りたいところである。

2) 作業委託農家の構造

旧鵜川原地区では、構造改善事業により、耕地整理を完了し、この条件のもとに、農業生産力を上げるべく、機械化の方向を指向した。その業態は、オペの組織化をはかり、作業委託会社を発足せしめたのは、上述の通りである。この受託組織に対応する関係農家について、次の事項を検討する。

一つは、この受託組織は、大型施設による育苗、トラクタによる耕起、整地、田植機による田植、ダスターによる防除、自脱コンバインによる刈取、カントリー施設のオペレータ受託、以上を営業種目にあげている。したが

って、関係地域にあって、どれほどの深さ（委託作業種類数）と拡がり（対応農家数）をもっているかという点である。生産からの完全離脱とみられる全作業委託が、戸数で14.2%，面積で6%，ついで収穫物（生稻）は混み処理を前提として処理するカントリ処理の条件のもとで、刈取り作業を委託に出す農家が戸数で16%，面積で10%となっている。すなわち、水稻については、潜在的に作業を全面委託したいとする農家は戸数で30%，面積で15%程度あるということである。

表-29 茷野町鵜川原地区51年度受託実績

部落番号	部落	委託戸数及び面積					10a当たり収穫量		
		耕(代)	育苗	田植	収穫	全面	平均	最高	最低
1	戸数比	122戸 100%	36 29	73 59	3 2	32 2.6	15 12	330	434 273
	面積比	111.4ha 100%	16.7 15.2	40.7 36.5	1.8 1.6	15.8 14.2	6.1 5.5		
	戸数比	108 100	9 8	62 57	1 0.9	8 7	17 15		477 215
	面積比	71.7 100	2.7 3	31 43	0.3 0.4	4.2 6	6.2 9		
3	戸数比	62 100	14 22	22 35	23 37	18 29	(17) (27)	368	430 255
	面積比	38 100	5 12.9	8.6 22.6	9 23.6	5.4 14.2	() ()		
	戸数比	113 100	13 11.5	57 50.4	4 3.5	17 15.0	12 10.6	356	490 257
	面積比	88.9 100	5.1 5.8	27 30.4	1 1.1	8.8 9.9	6.1 6.9		
5	戸数比	90 100	28 31	17 19	2 2	5 5	19 21	329	452 278
	面積比	64.8 100	15.8 14	8.6 13	2.4 4	2.3 3	8.7 13		
	戸数比	82 100	— —	36 44	2 2	11 13	(2) (2)	376	358 367
	面積比	71.6 100	— —	23.7 33	1.6 2	7.3 10	() ()		
鵜川原地区	戸数比	577 100	100 17.3	267 46.3	35 6.1	91 15.8	82 14.2	350	477 490
	面積比	446.4 100	45.3 10.1	139.6 31.3	16.1 3.6	43.8 9.8	27.1 6.1		

いま一点は、これら全作業を受託に出す農家は、規模と職業において、いかなる性格を有しているかという点である。作業の委託は兼業化程度との関係が顕著である。とくに恒常的安定兼業農家において、委託する農家が多く、水稻作付規模と関係なく生れている。これに対して、

水稻作付規模別では、自己完結による水稻生産者は、各クラスに分布する。しかし、50a規模以下の零細なクラスでは、自己完結による水稻生産者は、全面委託する農家に比べれば、少ない。これに対して150a以上層では、自己完結農家が多数を占めている。また50~100a層で

は自作・委託・半々の関係をしめしている。そこで、いま一つ受委託の選択条件を明らかにすることにしたい。

表-30 農家種類別委託状況

川北部落（□印自己完結、○印機械作業の一部委託、◎印田植・刈取作業の委託）

(a)	0 ~ 50	50 ~ 100	100 ~ 150	150 ~ 200	200 以上
安定兼業	○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○ ○○○○ □□□□□□	○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○ □□□□□□ □□	○○○○ □□□□□□ □□	○○ □□□□□□	○○ ○ □□
日雇兼業	□□□	○○ ○ □□□□□□	○ ○ □□□□□□	○ □□□	
安定自営	○○ □	○○○ □□	□		
農業主兼業				□	
農業主日雇			□□		○ □□
農業主自営	□			○	

30a未満の零細な稻作では、機械化の伸展にともなって、償却費がかさみ自己生産することによる収益メリットが少くなってきていている。兼業にウェイトをおいた水稻作の対応、すなわち、少しでも水稻作から手を抜いて、機械作業を委託して生産をおこなう対応が考えられている。したがって、この安定兼業層を対照として、委託・自作の対応について検討すると次のようになる。

旧鵜川原地区川北部落における安定兼業層について、3つの類型、①田植および刈取作業ともに委託する農家、②育苗・耕起・代かき・田植・防除・刈取のうち、いずれかを委託する農家、③自から生産をおこなう農家にわける。

もっとも、刈取られた畠は、カントリに持ち込まれるものである。この意味することは、収穫物についてその量や質を手にとって、観察し栽培について、その経過を充分に反省ができないこと。特に刈り取り作業を委託した場合、生産力についてその向上のための反省を放棄したことを意味する。それぞれの類型について、世帯主の性別・年令・就業情況・後継者の有無、および後継者の年令・就業情況・農業参加の可否により、規模別に整理したのが、表-31である。

田植・刈取作業を委託する農家は、年令が50~60才と高い。30才で委託している農家は、農外就業が常勤である者が多い。この類型に属するいづれの農家も、後継者が不在であるか、男子労力を欠く農家である。また経営規模の小さい農家が多い、これに対して自作農家の場合、年令が30才台が多く、年が若いということ、40才以上農家では在村通勤のできる後継者が家にのこり、農繁期には、作業を扶ける。また経営の規模は50a以上から自

作が顕著になり、100a以上では、後継者不在農家を除いて、みな自作による生産をおこなっている。

以上からみて次のことが云える。受委託選択の条件は、労働力の有無に大きく影響されるものであって、労働力の不足が、自作による生産のとりやめを決定する。自作による所得を期待地代との比較という経済的対応により、委託・自作を選択しているとはいゝがたい点を指摘することができる。

3) 0.5 以下層の水稻作委託者の生産力および収益性

さて、この点、外注作業により稻作生産をおこなう。0.5 以下層零細規模農家の収益性の特長の一つは、10a当り収量269~434kgと較差が大きいことである。したがって、二つは、10a当り収益にみあう販売額から費用（外注費+肥料・資材等）を差引いた所得も24千円~68千円と差が大きいという点である。

つぎに自作による実質労働報酬をみるために、委託することにより得られる借地料を機会費用とみて、平均収量水準における10a当り所得から差引くことにする。差引く借地料は90k・2.4万円であるので、この川北部落における10a当り平均収量330kgでは、実質労働報酬は16千円となる。この報酬は18時間 2.25人区の労働を投入して得られた報酬である。したがって1日当り労働報酬としては約7,000円につくことになる。耕起・代かき・育苗・田植・防除・収穫・運搬の各作業を外注し、残る人力作業、施肥、水管理、畦めり、除草剤、ヒエ抜き、生わら処理の各作業を自から実施し、えられた労働報酬の総額は少ないが、1日当り報酬は高くなっている。

以上は、作業を委託する農家の収益性の検討であった

表-31 安定兼業農家の稻作就労の労働条件(川北部落)

◎(田植、刈取委託)			○(一部委託)			□(自作)		
	年齢	就業	年齢	就業	後継者	年齢	就業	後継者
0~50 a	70 ♂	○	○	59 ♂	日雇	♂ 22 常勤	37 ♂	常勤
	64	○	○	41	常勤	○	34	"
	63	○	○	31	常勤	○	31	"
	56	常勤	○				26	"
	54	"	♂ 26 常勤					
	54	"	○					
	49	日雇	♂ 20 常勤					
	48	常勤	○					
	41	"	○					
	36	"	○					
	33	"	○					
	32	"	○					
	56 ♀	日雇	♂ 16 (常勤)	36 ♀	日雇	○	39 ♀	日雇
	54	"	♂ 21					
	55	"	○					
50 ~ 100 a	61 ♂	日雇	♂ 33	59 ♂	常勤	♂ 33 常勤	48 ♂	常勤
	46	常勤	♂ 22 □	50	"	○	39	"
	33	"	○	45	"	♂ 16	37	"
	32	"	○	38	"	○	36	"
	29	"	○	31	"	○	32	"
	29	"	○				32	"
	54 ♀	日雇	○	53 ♀	日雇	♂ 25 常勤	51 ♀	日雇
	35		○	50	"	○	45	"
							40	○
							32	○
100 ~ 150 a	66 ♂	日雇	○				65 ♂	○
	55	常勤	○				63	日雇
	24	"	○				58	"
							50	常勤
							47	"
							44	"
							37	"
150a 以上	47 ♀	日雇	○				62 ♀	日雇
	59 ♂	日雇	♂ 30				♂ 33 常勤	
	36	常勤	○				48 ♂	常勤
	32	○	○				42	"
							39	"
							31	"
							32 ♀	日雇
							38	"

注) 年齢
後継者: ♂ 26 常勤
農業就業(農繁期)
平常就労状態

表-32 部落、全作業委託者 10a 当り所得

農家番号	10a当り生産力	粗収益	生産経費 (除く労働費)	差引(所得)	10a当り人区	労働1日当り報酬	実質所得地代 90kg 2.4万円	実質所得地代 120kg 3.2万円
1	269 kg	71,715 円	47,330 円	24,385 円	2.25 人	171 円	385 円	△ 7,615 円
2	273	72,781	"	25,451	"	644	1,451	△ 6,549
3	275	73,315	"	25,985	"	882	1,985	△ 6,015
4	286	76,407	"	29,077	"	2,256	5,077	△ 2,923
5	295	78,647	"	31,317	"	3,252	7,317	△ 683
6	298	79,580	"	32,250	"	3,666	8,250	250
7	300	79,980	"	32,650	"	3,844	8,650	650
8	326	86,911	"	39,581	"	6,924	15,581	7,581
9	328	87,444	"	40,114	"	7,161	16,114	8,114
10	339	90,377	"	43,047	"	8,465	19,047	11,047
11	387	103,174	"	55,844	"	14,152	31,844	23,844
12	392	104,667	"	57,337	"	14,816	33,337	25,337
13	406	108,239	"	60,909	"	16,404	36,909	28,909
14	416	110,905	"	63,575	"	17,588	39,575	31,575
15	434	115,704	"	68,374	"	19,721	44,374	36,374

(生産経費) 47,330 円

① 外注費	33,650	耕起代かき	5,000	47,330	② 人区	H
		育苗	9,350		施肥	1.3
		田植	4,500		水管理	3.0
		防除(空中)	2,600		畦スリ	2.7
		収穫	10,000		除草剤	1.0
		運搬	2,200		ヒエ抜き	4.0
資材費	10,680	肥料	9,040		生ワラ処理	6.0
その他	3,000	除草費	1,640		計	18.0 H
		水利費	2,000			(2.25人区)
		機械経費	1,000			

が、機械を自己装備して、自己完結的に生産をおこなった場合、その収益性はどれほどになるか。結論的には、安定兼業層における上限規模 150 a 農家の事例についてみると、27千円～17千円の所得となり、借地料程度の収益を示すにすぎない。

以上からみて委託の条件として、①労働力の有無、②生産物の収益差による収益の差があげられる。

①については、男子労力の有無、その年令および後継者の有無及び、その就業の可否によって、自作・委託を決めている。②については、作業委託生産額の10a当り収量に差がみられ、その多少によって収益のでない農家があり、全面委託の要件がとゝのっている。

すなわち、安定兼業層にあっては、作業委託、自作と生産力が低く、したがって収益性も低くなる。加えてこの階層では農業就業労働力に不足が生じている。したが

って、これに対応する受託組織の成立が問題とされることになる。

2. 受託体の生産力水準と組織の構造

1) 低い生産力水準と作業受託の選択

零細な経営では農外就業の方向をとり、水田作は過剰な機械装備を行い、自己完結的に水田作経営をいとなんんでいる。したがって、収益的に採算にはのらないのであるが、自己完結的に水田作をおこなうのは、ひとつは望まれる受託体の形成がおこなわれないためである。また、この種受託体の形成がみられないのは、農業生産力がひくゝ、慣行的な地代要求を支払って後、剩余を生ずるほどの生産力の水準を実現できないからであって、このことから一定料金の入る作業受託・あるいは収益に対して、皆が責任をとる協業経営方式がとられることがある。

たとえば AMC・松阪農耕について、作業受託の選択

表-33 常勤 150 a 規模農家の 10 a 当り稻作収支(昭51年)

		自脱, トラクター 2 戸 共 有	自 脱 ノ ミ 2 戸 共 有	備 考
粗 収 益 (円) ①		112,000	112,000	機械装備；
経 費 農 具 小 農 具 ② 水 利 賃 諸 負 担	種 苗 費	1,480	1,480	トラクター (20 P S)
	肥 料	9,760	9,760	ロータリー
	農 楽	2,180	2,180	均平機
	諸 材 料	19,187	19,187	育苗器 100 箱用
	農 具 (建物)	27,200	37,903	手まわし播種覆土機
	小 農 具	12,210	12,210	緑化柵50箱用 2台
	水 利	2,000	2,000	2条田植機
	賃 料	9,360	9,360	ダスター
	諸 負 担	1,000	1,000	動力除草機
	計	84,377	95,080	自脱コンバイン (2条)
所 得 ① - ②		27,623	16,920	草刈機
10 a 当り必要人		3.3 人	3.3	軽 四
1人1日あたり所得		8,370	5,127	育苗ハウス (75m^2)

注 農具(建物)費は償却、修理費

と全面受託への展開についてみると、次のごとくなっている。

作業受託会社であるAMCでは30aの区画、用排水分離、農道拡幅など整備された圃場において展開される機械化水田作に対して、オペとしての役割をはたしている。すでにみたようにトラクタの運転・機械田植にともなう育苗・刈取・乾燥・調整作業の大型コンバイン、カントリーのオペレータなどで生産者の水稻作に対する部分作業の受託が中心である。

委託農家は、機械作業の営業種目について、選択委託することになる。したがって機械作業の全作業について、委託する農家も生まれるわけで、この面積は40haである。この面積が、全面受託できる面積であるが、あげなければならない目標収量について、その生産の安定性・目標収穫量に対する可能性について作業地の分散、それにともなう水管理の不徹底、あるいは台風害など非常時に対するみがまえなど危惧がもたれる。この点、作業料金が収益となる作業受託にとどまらざるを得ない。作業受託では、コスト計算から算出した作業料をもちいるので、受託作業料が安定しているかぎり、その収入額は確実に手に入れることができることとなる。

松阪燃耕においても、作業受託が中心である。立地が都市近郊であるため転用期待地価が高く、耕地の所有を目的とする農家が多い。耕地は未整理で、圃場は分散し区画は小さく、用排水分離が不充分である。以上の条件は選択できる機械も小さく、したがって作業効率も低く

なる。しかし、受委託は兼業主業から脱農に転落する農家を対象とした水稻作について期間借地の形式をとる受託をとり入れてきている。買い手市場のもとでの地代要求が1俵以下と低くこのことが借地経営を成立せしめている。

問題は、これら作業受託の収益である。作業可能日数に制限があること(季節性からくる作業の適期間と天候に左右された作業可能日数)。加えて数種の作業の組合せと、同時平行的に仕事をすゝめなければならない点から、1作期の作業量はおのずと規制をうけることになる。これは参加者の所得に影響をおよぼす。AMCでは所得(就業機会)に不満を持つ社員の脱会があり、基幹労働の減少があったが、この減量経営が残った社員に対する所得を確保することになっている。また松阪農耕では、ことなった作業適期間を求めて、遠くに出稼ぎに出ることで収益の向上をはかっている。

以上は地代支払いに対し、その見通しの得られない生産力の段階が、借地経営の成果に対して責任を持つ方式の選択をとらせないで、賃かせぎにとゞませているところができるためである。

そこで全面受託は有利なのかという点について、玉城町農業機械銀行における51年度賃作業料金および作業実績から、全面受託と賃作業とを比較すると次の様になっている。

賃作業方式の所得額(作業量×単位当たり作業料金:作業量は作業適期間内可能日数)は、耕起・碎土・代かき

・収穫で、1,414千円、1日当たり報酬2.2万円である。この1シーズンの所得に対し、この地方の生産力水準である10a当たり生産量420kg（粗収益、114,996円）では、

地代2俵（32,864円）の場合、生産費（88,073円）がない。{収益=粗収益-経費（生産費+地代）}=
 $114,996 - 88,073 + 32,864 = \triangle 5,941$
 $(130,937)$

表-34 貸作業の推定報酬

(51.11)

作業名	作業期間	受託側の条件設定					単位当たり料金	作期間	必要経費	所得
		作業日数	労働手段	組人員	能率ha/日	処理面積				
耕起	(月・日) 11.10 ~ 12.20	16	トラクタ 35 PS	(人) 1	(ha) 1.2	(円) 20	(円) 4,500	(千円) 900	(千円) 665	(千円) 235
碎土	2.20 ~ 3.20	13	"	1	1.5	20	4,000	800	665	135
代かき	4.25 ~ 5.20	16	"	1	1.2	20	3,500	700	543	157
田植	4.25 ~ 5.20	25	4条	2	0.8	20	5,000	1,000	270	730
収穫	8.25 ~ 9.25	20	4条	3	0.8	16	12,500	2,000	1,113	887
育苗	4.5 ~ 5.15						1箱550	880	577	303

表-35 受託者の生産原価

	項目	金額	内訳
収入	玄米、3等	114,996	$420\text{kg} \times 273.8 / 1\text{kg} = 114,996$
	種苗費	9,350	田植機利用 1箱550×17箱
	肥料費	12,424	珪カル 300kg/10a × 170/10kg 5,100 ヨーリン 40kg/10a × 500/10kg 2,000 IB050 50kg/10a × 852/10kg 4,260 NK化2号 20kg/10a × 532/10kg 1,014
	薬剤費 (病害虫防除)	6,490 (3,830)	空中散布 第1回 スミチオン粉剤 第2回 キタセツ(混合) 第3回 カスミン 虫害(防除)ウンカ類 キタセツ 1,200 除草剤×52 1,020 サタンS 1,190 24-D 450
	(除草剤防除)	(2,660)	
	作業受託料金	36,500	耕起 4,500 田植2条 5,000 碎土 4,000 刈取3条 12,500 代かき 3,500 乾燥 7,000
	共済掛金	809	
	管理費	22,500	施肥1.3H 畦塗2.7H 除草剤1.0H 水管理3.0H ヒエ抜、畦草刈り4H 生ワラ散布6H, 計18H×@1,250
	計	88,073	
	差引	26,923	地代2俵 32,864 地代1.5俵 24,648

表-36 生産費と地代との関係

粗収益	一次生産費	地代	純収益
114,996	88,073	32,864(2俵)	△ 5,941
"	"	24,648(1.5俵)	2,275
"	"	16,428(1俵)	10,495

生産費の中の労賃相当分が廉く評価され、5,941円がた生産費に割り込むことになる。推定所得は表-35の場合、68,350円となるが地代2俵（32,864円）の場合、所

得は68,350に5,941円が割り込んで差引いた額62,409円となる。{推定所得は種苗+作業受託料金+管理費+α. ※+αは粗収益から、稻苗+作業受託料金+管理費+肥料+農薬+共済掛金を差引いた残額}。これに対し、地代1俵の場合、所得は78,845円となる。

いま作業受託の所得に見合う規模についてみると、地代2俵の場合は、2.2ha、1俵の場合は、1.8haを借地することで、作業受託の所得に見合うことができる。この規模は基幹労働2名で容易にこなすことのできる規模

表-37 地代と所得との関係

粗収益	経費		所得
	肥料+薬剤+共済	地代	
114,996	19,723	32,864 (2俵)	62,409
		24,648 (1.5俵)	70,625
		16,428 (1俵)	78,845

である。この場合、地代を規定する要因として、生産費と生産力が問題となる。生産力水準が低いことから、420 kgの粗収益では、2俵の地代では、コストをあがなうことができず、生産費(88,073円)をあがなう地代支払いの分岐点は、98.3kg=1.6俵である。これより高い地代で生産費に喰い込むことになり、労賃相当が少なくなる。これより低い場合は、十分が見込まれることになる。松阪農耕において、全面受託がおこなわれつゝあるが、それを成立させているのは、地代1俵という低い額であるためである。

以上、生産力の低い伊勢地方にあって、受託農を成立させるためには、規模拡大による生産費の引き下げを必

要とし、且つ生産力向上の努力が要求されることになる。一方、兼業指向の農家に対応する水田作として、少ない労働力でいかに生産をおこなうかという点、問題となるところである。受託の実施には、生産力が低いことから、受託者の採算がとれない。作業受託の段階にとどまっているわけである。そこで、兼業農家が集団化をはかって、水田を管理する方向が考えられるところである。そして、その生産性の程度はどれほどか。規模・機械化体系の可能性はどの水準にあるのか。これらについて勝田農事実行組合の事例により検討したい。

2) 生産性向上への対応(体系の特徴)

勝田農事実行組合では、大区画に整備された圃場を対象に部落内にまとまった40haの水田について、男子4名女子7名で管理できる。水稻作付30ha処理について、早期・早植の作期選択と、トラクタ50ps2台+8条乗用田植機1台+4条刈自脱型コンバイン2台+流動層プラス仕上乾燥機のセットという体系を確立しているためである。

表-38 品種及び作期

品種名	面積	田植期	収穫期	品種名	面積	田植期	収穫期
コシニシキ	1.5	4.24～4.25	8.10～8.15	大空	6.0	5.1～5.9	9.13～9.17
トドロキ	2.0	4.25～4.27	8.23～8.30	日本マサリ	4.0	5.9～5.12	9.18～9.22
コシヒカリ	7.0	4.25～5.1	8.30～9.10	日本晴	7.0	5.9～5.12	9.22～9.28
もち	2.5	4.27～5.6	9.10～9.12				

(1) 早期・早植品種による収穫増と安定性確保

早期品種・早植品種を導入し、9月および10月上旬の収穫時期を8月下旬から9月中旬に早めて来た。これは収穫増を狙った計画であって、その理由は次の点による。

①粒数増を保証する短稈多けつ型の生育相を示すこと、②出穂が7月下旬～8月上旬となり乳熟期が日射量の旺盛な8月にあたること、したがって、登熟がよくなる。

③加えて、9月初旬の台風を回避し、被害を少なくすることができる。

(2) 植付け、収穫期の労働集中に対する対応

この作業体系において、労働競合の生じるのは、田植時期および収穫期である。その処置は次のようになっている。

表-39 農繁期作業

期間	労働手段	作業編成	期間	労働手段	作業編成
田植期 4.25 ～ 5.13	トラクター 2台 田植機 6条	田植 ♂1人 ♀4人 苗補給 2 代かきトラクター ♂2 育苗 ♂1 ♀1 水管理 施肥 人力 あぜぬり補植	収穫期 8.24 ～ 9.28	自脱コンバイン 4条2 台 トラック乾燥機 調整 ♂0.5～♀1	刈取 ♂2 ♀4 運搬 ♂1 ♀2～3 乾燥 ♂1 調整 ♂0.5～♀1

田植期間の仕事は、田植時期4月25日から、5月15日の21日間におこなわなければならないので、これにあわせて、代かき・育苗・水管理・施肥・あぜぬり・田植の仕事がある。この仕事をこなすための機械は2台のトラクタと6条乗用田植機をもちい(現在8条田植機)，拘

束労力男子4名・女子7名が中心となって、この作業をこなす。組作業は田植に男子1名・女子2名・苗運搬に女子2名、育苗管理、その他男子1名、代かき男子2名、他にあぜぬり、水入れ、施肥・補植は出役労務によって処理することになる。1日120～135aの能率で

20日間で完了している。

これに対して、収穫は、8月25日から9月30日の35日の期間にわたり、刈取・乾燥・調整の仕事をおこなう。拘束労力が男子4名、女子7名であることから、乾燥作業の夜間は、無人操業のできる流動層乾燥機1基プラス湿度制御による仕上げ乾燥機2基での乾燥体系と、4条刈り自脱型コンバイン2台による刈取り乾燥方式とを完成させている。

この刈取り乾燥方式は自脱コンバイン1台につき、男子1名・女子2名の2セットで、1日1.2~1.6haを刈取る。乾燥方式は1日当たり1.6haの乾燥能力を有し、基幹労力2名で管理できる。なお、運搬には男子1名・女子2名がある。

以上、収量の安定増収をねらった早期・早植の作期選択・一定の専従者による作業の実施による成果は、10a当たり投入労働量で47.2時間、10a当たり収量で、420kgとなっている。

(3) 大規模生産単位における基幹労働力4名への收れ

表-42 農繁期の作業編成(昭和46年産)

	期間 (許容日数)	組作業人員	労 動 手 段	作 業 編 成	1 日能率
田植期	月 日 4.10~5.15 (21 日)	基労♂4人 補助♂5 ♀14 臨時 (出役調達)	トラクター 2台 (35Ps 45Ps) 田植機 6条1台 (田植機2条 (2))	♂ ♀ ♂ ♀ 育苗 1人 1人 代かき 2 水管理 1 苗運搬 2 畦畔造成 6~7(6~7)(テーラー) 碎土 (1) 田植機(6条X1)2 均平 7~8 (2条X1)(1) 補植 10~12 除草剤 1 1	1.0
収穫期	8.28~10.15 (31 日)	基労♂4人 補助♂5 ♀14 臨時 (出役調達)	自脱コンバイン 1台 バインダー 3台 ハーベスター 1台 循環型乾燥機 "	自脱コンバイン 2人 2人 刈取+脱穀 4 14 (バインダー+ハーベスター) 運搬 1 (1) 乾燥 (1)	1.0

労働力の推移についてみると、43年協業経営再編成立時、稻作に必要な労働力の拘束人数は、男子29名、女子50名・雇用232名であった。田植機の実用化は、223名の雇用を排除する(表-39)とともに、稻作に必要な労働力の拘束数を基幹労働力6名と補助労働力13~15名とに收れんした。6条田植機の実用化およびバインダーから、自脱型コンバインへの転換は、より拘束労働を減少させ、基幹労働男4名、補助労働女10名となった。いま6条田植機が導入された昭和46年についてみると、田植機の作業編成は、基幹労働、育苗1名、均平、代かき2名、田植機1名、の計4名で処理できるようになっている。これに対して、収穫期は自脱型コンバイン男2名、バインダー+ハーベスター男4名、運搬男1名、乾燥(調整・包装)、男1名(男1名・女1名)計8~9名を必要

表-41 農繁期の労働配置

作業名	田植期		作業名	収穫期	
	♂	♀		♂	♀
代かき			乾燥	1	
トラクター 2台	2	2	調整、包装	(1)	1
田植機	1	2	刈取		
			コンバイン	2	2~4
苗運搬			4条2台		
育苗	1	2	初運搬	1	2
水みまわり					

注 乾燥、夜間はりつけなし

ん。

大型機械体系による稻作としての農法の骨格は、昭48年に一応の見通しを得たが、この完成に貢献した条件は、田植機による田植作業および自脱コンバインによる収穫作業の実用化が完成したことにある。

としている。

以上、田植期における男子必要基幹労働力と収穫期の必要基幹労働力では、前者4名に対して、後者8名とアンバランスになっており、この点の合理化が必要とされた。この収穫期の対応は次のとく体系化されたわけである。

(4) 流動層乾燥機の導入と大規模生産単位からみた乾燥方法の評価。

① 流動層乾燥機の導入

流動層乾燥機1基と、湿度制御仕上げ乾燥機2基とを組合せた施設である。この乾燥体系は、水田面積1.6haの乾燥能力を有し、基幹労働2名で管理できる。流動層乾燥機の能力は、1時間につき5tonの原料穀を処理し、約4%の水分をとることができる。また湿度制御仕上げ

表-40 昭和50年度 勝田実行組合水稻生産実績表(面積30ha)

番号	作業名	作業期間 (作業期間日数)	主要労働手段	実績				耕作時間	就業時間	1ha当たり作業時間	1日当たり就業者数	基幹補助	実作業量	モデル(標準値)	摘要
				作業日数	就業実績	耕作基幹	耕作補助								
1.	育苗土の準備 土採り運搬 格納乾燥 碎土選別	12.20 - 1.10 (22) 1. 1 - 2.20 (51)	人力(スコップ) トラック2t フロントローダー ^{T 62 PS}	(日) 19 (人) 80	(人) 20 (人) 52	(人) 8 (人) 3	(人) 0 (人) 14	(時) 306.3 10.2	(時) 4.3 1.0	(人) 3.1 1.0	(人) 1.6 1.0	(人) 3 2	(ha) 11.0		
2.	浸種催芽種播 育苗	4. 1 - 4.29 (25) 4.10 - 5.2 (23) 4.10 - 5.15 (36)	碎土、播種別機4PS 催芽器1台 播種プリント1台 発芽器、発芽器、ハウス150m ² 散水用具	(日) 3 (人) 61 5 41	(人) 11 14 63	(人) 3 16 38	(人) 11 16 110	(時) 103.5 483.8 1,433.6	(時) 3.5 16.1 5.2	(人) 4.7 2.8 1.5	(ha) 10.0 6.0 30.0 (35日)	(人) 1 1	(ha) 6.0		
3.	畦カル・煙燐散布 起土	1.11 - 12.15 (45) 11. 1 - 12.20 (50) 2.20 - 3.20 (29)	小型4輪ライムソフ ローター(1.8m) ^{T 65 PS} 同上	(日) 2 (人) 41	(人) 11 59	(人) 4 58	(人) 7 —	(時) — 397.1	(時) 1.2 13.2	(人) 5.5 1.4	(ha) 3.5 —	(人) 1 0.7	(ha) 1.43 (耕起) (碎土)		
4.	畦畔づくり 元代用	4. 7 - 4.23 (17) 4.17 - 4.30 (10) 4.20 - 5.8 (19)	人力 人力 ドライブハロ-2.7m (65PS)(46PS)	(日) 18 5 15	(人) 118 36 80	(人) 8 2 16	(人) 9 9 23	(時) 75 25 638.0	(時) 27.4 8.5 21.3	(人) 0.4 7.2 5.3	(ha) 6.1 6.8 6.0 4.2	(人) 1 1 1 2.0	(ha) 1.7 6.0 1 2.0	3.5 8.0 2.5 1	プロダクタ ヤ
5.	田植	4.25 - 5.15 (21)	苗運搬、ティラーハ 田植機6条1台	(日) 17	(人) 102	(人) 18	(人) 41	(時) 43	(時) 27.5	(人) 1.1	(ha) 4.9	(人) 1	(ha) 1.5	田植	
6.	補水管	4.25 - 5.15 (21) 4. 4 - 8.31 (150)	人力 車	(日) 17 39	(人) 112 56	(人) 9 14	(人) 60 —	(時) 43	(時) 27.8	(人) 6.0	(ha) 0.5	(人) 1.8	(ha) 2		
7.	追肥	7. 3 - 7.31 (29)	小型トラック2t・人力	(日) 6	(人) 48	(人) 9	(人) 27	(時) 42	(時) 392.8	(人) 1.4	(ha) 0.4	(人) 1.1	(ha) 0.8		
8.	除草	5.20 - 6.10 (22)	散粒機	(日) 6	(人) 47	(人) 7	(人) 25	(時) 27.3	(時) 6.9	(人) 8.0	(ha) 1.5	(人) 6.5	(ha) 5.0	1	30
9.	消草刈	6.20 - 7.25 (36)	ひえぬき(人力)	(日) 43	(人) 293	(人) 50	(人) 141	(時) 15	(時) 356.3	(人) 11.9	(ha) 7.8	(人) 1.2	(ha) 6.7	2	2.5
10.	草刈取	8.10 (62)	動力散布機1台	(日) 26	(人) 110	(人) 58	(人) 22	(時) 15	(時) 102	(人) 979.4	(ha) 66.0	(人) 1.2	(ha) 5.7	0.7	0.7
11.	乾燥・脱脂(包装)	7.25 - 8.15 (22) 8.25 - 9.30 (36)	草刈機(3台) コンバイン(2台)	(日) 72 36	(人) 118 317	(人) 37 59	(人) 15 147	(時) 66 111	(時) 657.8	(人) 21.9	(ha) 4.2	(人) 2.2	(ha) 2.1	1	2
12.	米出荷	8.25 - 10. 4 (38)	フローテイングドライヤ 6t／時1基、温度調節 式管乾燥機(12t2基、粉 末乾燥機(6t5PS)計量器1台)	(日) 43	(人) 114	(人) 56	(人) 13	(時) 45	(時) 734.8	(人) 2.7	(ha) 1.3	(人) 0.7	(ha) 1	3	1.5
13.	圃場整備	8.28 - 10. 5 (38)		(日) 5	(人) 38	(人) 9	(人) 17	(時) 12	(時) 220.9	(人) 7.6	(ha) 1.8	(人) 5.8	(ha) 6.0	2	6
14.	貯蔵乾燥機			(日) 17	(人) 51	(人) 24	(人) 20	(時) 7	(時) 158.0	(人) 5.3	(ha) 3.0	(人) 1.4	(ha) 1.8		
15.	機械整備			(日) 4	(人) 24	(人) 13	(人) 8	(時) 3	(時) 152.0	(人) 5.1	(ha) 6.3	(人) 3.3	(ha) 2.8	7.5	
	計			(日) 14	(人) 23	(人) 23	(人) —	(時) 159.7	(時) 5.3	(人) 1.7	(ha) 1.6	(人) 1.5	(ha) 2.2		
				(日) 484日	(人) 2,123人	(人) (571)	(人) (814)	(時) 738	(時) 472.1H					運搬2	

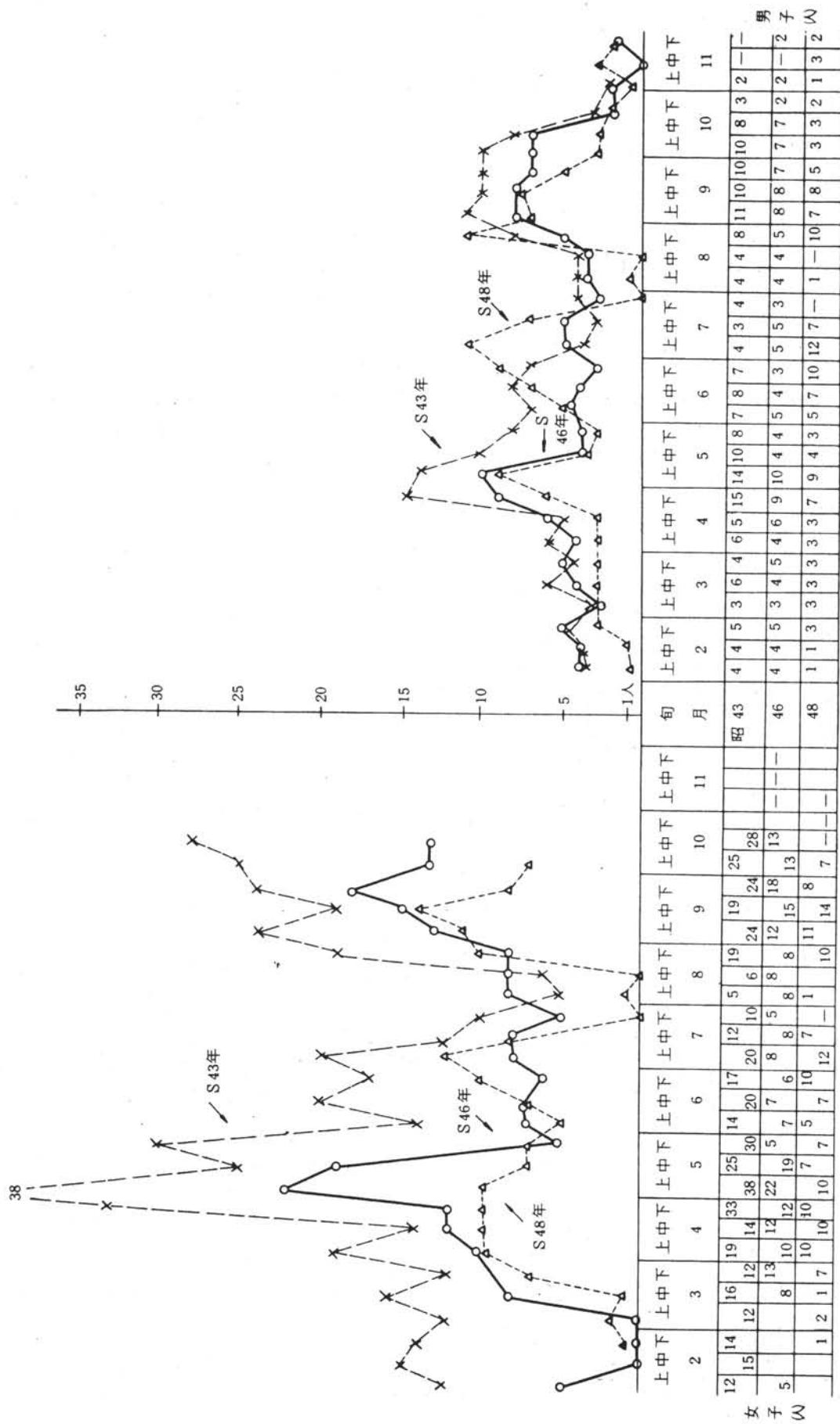


図-6 1日出役人数(旬平均)

乾燥機 1 基で 10ton の原料粉の荷受ができる、毎時乾減率 0.12% である。

② 大規模生産単位からみた乾燥方式の評価

この実行組合の作付面積は、32haで1日刈取能力は4条型コンバイン2台、1台・60～80aの刈取りで、2台で1.2～1.6トン(生糲トン)の処理能力である。この刈取日数が20～27日、刈取期間が、8月23日から9月20日となっている。刈りとられた糲は、毎日5ton(約玄米60俵)の割りで、流動層乾燥機を通過し、この1回の通過は、3～4%の水分を乾燥する。すなわち、25～26%の糲では、21～22%の糲となる。これを仕上げ乾燥機におくる。仕上げ乾燥機では、10tonの21～22%糲を、14%に約0.2%の毎時乾減率で36時間かけて、乾燥する。したがって、翌日の刈取り分は、他の仕上げ乾燥することになり、2台の仕上げ乾燥機を交互に使用することになる。もみすりは、仕上げ乾燥36時間後に10tonの乾燥糲を6時間かけて、糲摺・調整・包装している。この乾燥調整作業は、2名の労力で処理しており、夜間は無人運転となる。

表-43 勝田実行組合乾燥施設の概要

◦ 所 在 地	玉城町（旧東外城田）勝田
◦ 設 置 年 次	昭和48年8月
◦ 施 設 名	勝田実行組合所有乾燥施設
◦ 乾 燥 方 式	流動層乾燥を軸とした2段乾燥方式
◦ 施 設 規 模	
◦ 敷 地	130m ²
◦ 建 物	(粗乾燥) 流動層乾燥機 F D
◦ 乾燥機	3,005 t/H基
◦ 型 式	(仕上げ乾燥) 温度制御仕上げ乾燥
◦ 粕貯留タンク	10t × 2基
◦ 稼 動 実 繢	4石 × 2基
◦ 乾 燥 期 間	8月8日～9月19日(27日間)
◦ 処 理 数 量	2,100 傑(参考, full 操業の場合, 1日刈取 1.6 ha × 27日 = 43.2 43.2ha × 7傑 = 302.4 傑)
◦ 建 物 機 械 費	建物費： 3,940 千円 機械費： 19,203 千円 計： 23,143 千円
◦ 資 金 調 達	自己資金 1/2, 融資 1/2(圧縮)

表-44 乾燥行程と労働配分（昭49農機研究室資料）

	9月11日(PM)	9月12日	9月13日
	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16		
張込み		----	
粗選			
一次乾燥	連続作業(作業者1名)	-----	
張込み		-----	2塔目乾燥機の乾燥
二次乾燥	-----	-----	
ローテーション	無人運転	-----	
二次乾燥		作業者1名	-----
排出			無人運転
糊包			-----
包装			作業者2名

以上少人数により処理する方法を完成させてきた。この水稻作生産単位は、経営が収益を上げる中核部門である。この経営の昭50年度の收支は、粗収益が、33,363,670円、経費が22,268,087円、差引き利益金11,095,583円を生んでて。この経費の中には、労働費11,448,851円が含まれる。

さてこの収益について参加者に対し、いかなる配分をおこなうのか、問題となるところである。

3. 組織における収益配分の構造と分配システム

借地経営では分配の問題は、あらかじめ定められた世代によって、貸し手・借り手の間に了解ができるので、

当事者の間に問題はない。借り入れた土地において、生産を上げる努力の成果は、一定の地代を除いて借り手に帰属することになる。したがって分配からみれば借地はのぞましいが、実際は、土地の集積が属地的に得られないということがあって、生産力を高めてゆくという点では、耕地を属地的にまとめる必要がある。大規模生産単位についても属地的な土地のまとめが、前提となるわけである。その場合分配が問題となる。そこで大規模生産単位を完成させている勝田実行組合について、その点を明らかにした。

1) 大規模生産単位における分配システム

30haの大規模生産の方式をとる勝田実行組合は、4人の専任者に委任する委任協業経営の形をとっている。

収益の配分は、提供耕地から得られる粗収益から、経費（資材費+労務費+専従者報酬）、土地に対する定額配当を差引き、残りを2等分している。この2等分された純利益は土地と労務に配分される。

この管理形態による分配の手続と特長は次の通りである。

(1) 分配の手続き

① 粗収益から本年の労働報酬の歩増し分（純収益の2分の1）を算出する。

② 粗収益から、労働歩増し分を差引いた残部が、土地に帰属する粗収益である。この粗収益は、あらかじめ定められた土地分配基準にしたがって、各戸に帰属させる粗収益を明らかにする。

③ 生産にかかった10a当たり投入労働量を算出し、各戸の出役実績とから出役の過不足を算出し、各戸に帰属された粗収益で調整する。

④ また、この粗収益から（資材費 etc.）を差引く。

⑤ 粗収益から労務費・資材費を差引いた残額が所得ということになる。

⑥ 純収益部分について、土地への帰属部分は、表-46B・2のとりあつかいにより粗収益に還元されることになる。労務に帰属する純収益部分は出役労務に応じて、労賃に歩増しされる。

⑦ したがって、農家の所得は、土地に帰属して配分された粗収益から、投入必要労働と出役労働との間に生じる労働の過不足について金額で過不足の調整をおこない、この調整ずみの収益から、さらに経費を差引いて、残りがとり分になる。

(2) この配分の特長

① 定額の基本配当を決めていることである。これは土地に帰属させなければならない利益部分があきらかになり純利益の計算ができる。

② 労働の評価については、1. 専従方式であるため就業日数が多くなり、提供面積に関係なく、労賃収入が多くなる。2. 労務に帰属する純収益は、投入労働量に応じて配分される。これは増益に導いた努力に対して報われることになる。

③ 専従者について役員ということで、一定の役員報酬が見込まれている。しかし経営者報酬はみとめられていない。役員が専従者である点、労賃に対する純利益の分配は、内容的に経営者報酬をみとめたと等しい力になっている。

以上の点について、50年度の経営の成果は次の通りである。10a当たり平均分配額、89,116円（粗収益 96,094

表-45 勝田実行組合収支決算（円）（昭50）

支出の部		収入の部	
科目	金額	科目	金額
1.事務費	79,776	1.生産物収入	29,446,109
消耗品費	11,200	米	28,137,712
会議費	13,700	麦	1,198,437
通信費	37,486	大豆	84,960
雑費	17,390	牧草	25,000
2.事業費	20,792,885	2.副産物収入	427,528
種苗費	472,160	屑米	427,528
肥料費	1,454,900	3.転作補助金	2,026,698
農薬費	1,582,866	4.事業外収入	1,463,335
諸材料費	832,588	機械利用	129,880
建物農具費	725,800	雑収入	1,333,455
燃料光熱費	913,941		
維持修繕費	948,670		
労務費	11,448,851		
作業管理費	82,638		
諸税負担金	330,477		
償却費	2,000,000		
3.事業外費用	1,395,426		
計	22,268,087	計	33,363,670

円）），労務費 32,975円、資材費 31,161円、差引地代24,980円である。労務費 32,975円は出役に応ずれば配分され、加えて労働に帰属する純利益 6,978円特別に加算されることになる。

2) 分配要素に対する評価の形成

この協業経営を存続させている土地・労働・経営担当者に対する評価が、いかなる方法と条件のもとに成立しているか、次の通りである。

(1) 土地評価の均質化

現在の生産物の配分につかわれる土地の評価は、面積規換と土地生産力の相乗積でおこなっている。土地生産力は、提供された耕地について、上田・2石7斗、中田・2石6斗、下田・2石5斗の3階級に評価される。

表-47 地力評価基準（玉城町勝田実行組合）

（昭48）

項目	地力評価 単位	上田 (2.7石)	中田 (2.6石)	下田 (2.5石)
面積	%	299,227	26,114	58,116
	石	78.0	6.8	15.1
基準配当 石数	%	808,085	67,979	145,368
	石	79.1	6.6	14.2

表-46 勝田農事実行組合利益配分方式

A. 収支計算および利益分配計算例（昭50）

粗 収 入		33,363,670	配分基準（利益算出と配分基準）
経 費	労務費計 (内訳)前期	11,448,851 6,045,470	10a当たり利益 31,975円(11,095,583円÷347.2反)
	後期	4,433,381	〃 基本配当 18,000
	役員給	970,000	〃 純利益金 13,957 (31,957-18,000)…(1)
資 材 費 計	10,819,236	純利益金配分基準	
	合 計	22,268,087	労働配分増額分 $6,978 (1) \times \frac{1}{2}$
差 引 利 益 金	11,095,583	土地配当増額分 $6,978 (1) \times \frac{1}{2}$	

B. 配 分

労 動 配 分

$$\textcircled{O} \text{出役実績(労賃)} + \text{出役実績(労賃)} \times \text{労働配当掛率}$$

* 労働配当掛率

$$\begin{array}{ccc} \text{労働配当割増額} & \text{労働配当基準額} & \text{労働配当掛率} \\ 2,422,761 & 9,238,557 & = 0.2622 \\ 10a\text{当たり} || & || & \\ 6,978 \times 347.2\text{反} & \text{出役実績} & \end{array}$$

土 地 配 分

$$\textcircled{O} \text{基準配当石数} + \text{基準配当石数} \times *1$$

*1 石当たり掛率

$$\begin{array}{cccc} \text{粗 収 入} - \text{労働配当割増額} - \text{他町村配当分} = \text{基準配当(石数)引当額} \\ 33,363,670 - 2,422,761 - 61,900 = 30,879,009 \end{array}$$

$$\text{基準配当(石数)引当額} \div \text{基準配当石数} = \text{石当たり掛率}$$

$$30,879,009 \div 924541 = 33,399$$

*2 基準配当石数

面積×地力等級

しかし地力差は1斗きざみであるので、最大地力と最小地力との差は2斗にすぎない。モデルをつくって、その分配実績についてみると、下田100%に対して、上田107%で、7%の増配をうけることになる。しかも提供耕地の上田・中田・下田の構成は、78,68,15の各%であって、上田が圧倒的に多い。これが面積規模を中心とした配分システムを採択させる条件とみられる。協業が始められた当初には、配分の最大と最少の差は50%におよび、総生産費の配分基準も、面積割4,地力割3,固定資産割3であった。また、地力評価割りの地力についても、その階級は、21斗を筆頭に、末尾13斗まで、5升きざみで16階級の評価がなされていた。同じく固定資産評価についても、24円から9.5円まで、2円きざみで9階級の評価があった。基盤整備とそれにつづく大規模生産単位による栽培法が、生産力の均質化をおしそめた作期別収量の整理からも、"もち米"をのぞいて、生産

量の平準化のすゝんでいることがうかゞわれる。また生産力水準は、町の平均収量より高い水準で安定している。

(2) 労働の評価

① この実行組合は、専従者4名と、あらかじめ義務づけられた出役割り当てにより確保される労力により、仕事を処理することで発足した。

現在は基幹的に仕事をおこなう4名の専従者と、補助労務に従事する7名の女子専従者で仕事を運営している。これを補完する臨時労務については、必要に応じて組合員の中から出役をうける。仕事は、経営者機能・事務処理・機械操作、農産物生産を内容とするが、労賃の評価は、性別の評価および男子労力のみ、専従者・臨時出役者別の評価がなされている。年令別・或いは事務・生産・機械操作など作業種類別についての評価はなされていない。労賃は農外就業における日雇い労賃の水準である。

表-48 生産物配分モデル

(実数: kg, 比: %)

年次	A (昭37~38)			B (昭39~42)			C (昭43年以降)			
	総生産量配分比			"			"			
	面積割4:地力収量割3 :評価額割3			面積割5:地力収量割3 :評価額割2			(面積×地力)割地力: 2.5, 2.6, 2.7石の3階級			
モデル 項目	モデル値		総生産量		配分量		総生産量		配分量	
	最大		最小		最大		最小		最大	
配 分 量	実数	840	504.1	335.9	840	486	358	840	435	404
	比	—	150	100	—	135	100	—	107	100
配 分 量 要 素 別 内 訳	面 積 割	実数	336	168	168	420	210	210	—	—
	比	100	50	50	100	50	50	—	—	—
	地力収量割	実数	252	155.7	96.3	252	155.7	96.3	—	—
	比	100	61.8	38.2	100	61.8	38.2	—	—	—
	固定資産税 評価基準額割	実数	252	180.4	71.6	168	120.3	47.7	—	—
	比	100	71.6	28.4	100	71.6	28.4	—	—	—
(面積× 地力)割	実数	—	—	—	—	—	—	840	435	404
	比	—	—	—	—	—	—	100	51.9	48.1

注 1) 10a 2枚の耕地から、総生産量 840 kgを想定し、配分基準に従って配分する。

2) 地力評価基準; 最大 21斗, 最少 13斗, この間 5升きざみに16階級。

3) 固定資産税評価基準; 最大 24円, 最少 9.5円, この間 2円きざみに 9 階級。

4) 昭和43年以降の地力は、2石5斗, 2石6斗, 2石7斗の1斗きざみの3階級

表-49 作期別収量

(昭47実績)

	収穫面積	田植期間	収穫期間	収穫総量	10a当り収量
トドロキワセ	ha 2.26	月日 4.25 ~ 4.27	月日 8.24 ~ 8.27	t 9.9	ka 438
コシヒカリ	11.46	4.28 ~ 5.6	8.28 ~ 9.5	56.6	494
カグラモチ	2.73	5.6 ~ 5.8	9.10 ~ 9.12	10.9	400
大空	3.85	5.8 ~ 5.10	9.12 ~ 9.20	19.8	515
コチカラゼ	4.05	5.10 ~ 5.12	9.20 ~ 9.25	18.6	459
日本晴	4.03	5.12 ~ 5.14	9.25 ~ 9.28	19.6	486
合計	28.38*			135.4	477

表-50 年次別水稻 10a 当り収量

(単位: kg)

年次	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50
参加地区平均			390	450	414	456	477	450	468	450
玉城町平均	342	409	405	409	407	379	388	430	424	435

② この組合では、従事分量配当という労働帰属分を経営の成果として、最後に求めるのでなく、専従制および一定の賃金による労働評価システムをとっている。このシステムを採ることができるのは、労働の生産性が上がって、少ない投入労働で生産ができるようになったこと、一方で生産力が安定して、収量の予想ができる。その結果、経費の中に労務費を見つめても、なお配分すべき剰余を見込めることが上げられる。

協業経営の発足当初では、組合員がそれぞれ割り当て

られた出役義務を果すことが、経営を持続させる要綱であった。この協業経営が再編をおこなったのも、この出役の義務が果されず労働力の調達が困難となり、経営の存続ができなかったからである。田植作業・収穫作業の人力・耕起・防除・乾燥は機械という跛行的な機械化では、労働力のみが、唯一の生産力であったため、出役に対する報酬は低いものとなり、その結果組合員は出役報酬より、割りのよい日当を求めて農外に就業することになった。この点現在の専従制は、田植期・収穫期の機械

を完成し、少人数で処理できる体系を定着させた。S43, 10a 当り投入労働量 15.0 日は、昭和50年においては、10a 当り 5.8 日と少なくなっている。高性能農機によって、一貫的に生産できることになった。すなわち、義務出役がなくても専従者によって生産ができる体制ができている。また、作業の機械一貫化は、作業種類を集約して、下舞い労働を排除して、個人能力が問題となる人力作業を少なくし、労働の評価をたてやすくしてきた。

③ 経営者報酬

経営者が経営の発展のために主体的に努力するのは、経営者報酬として報われるところがあるためである。経営の発展は経営者報酬を最大にする努力によって、達成できる。勝田実行組合では、経営者機能をはたしているのは4人の専従者である。4人の専従者は水田利用による生産行為について、①作付計画、②作業段取り、③作業手順、④機械操作など作業の実施、⑤購買および販売、⑥資金の手当、⑦労働、収支記帳、⑧会計、⑨決算事務をおこなっている。これは、経営者機能と実務執行とを不分離の形で実施していることを意味している。

この仕事に対する専従者の報酬は、1つは役員手あてとして一定額を年報でうける。2つは水稻生産および事務処理の就労について、一般の労賃水準で評価し、日額計算の給与をうける。のである。役員報酬は委託者からの感謝料にすぎない。労賃は日雇賃にみあった日給計算である。以上のこととは、経営者報酬がみとめられているとはいえない、また経営者報酬が経営管理の原動力になっているとはいえないわけである。

専従者がこの組合の経営を発展させてきた原動力は、どこに求めることができるかと云えば、分配システムにあるとみられる。この分配システムが結果として専従者の経営発展に主体的な努力をはらうよりどころとなり、経営者報酬に対する経営者の努力と同じ役割をはたしているとみられるのである。

利潤の分配が問題となるのであるが、前記したごとくこの実行組合における収益計算および収益分配は次のようになっている。生産物の配分は、提供耕地について定額配当(10a 当たり 18,000 円)、専従者については定額の専従者報酬(25万円)を経費の中にみとめる。物財費・労働費・土地に対する定額配当・専従者報酬を差引いた残額を算出し、これを2等分して、その1単位を土地配当に加算し、他の1単位は労働報酬として労賃を歩増しするという方法をとっている。昭和50年では、労賃の追加にまわされる純利益は 2,422,761 円であり、支払労賃に対して、26.2% にあたる。この支払いをうける該当者は、専従者が中心である。

この方法は、ひとつは専従者の経営努力の醸成に貢献

表-51 労賃支払基準(昭50)

(単位:円)

性別	項目	時間当り	日 当	
			1日就業時間	金額
男	700	7.20	5,130	
		7.50	5,483	
		8.20	5,830	
	550	7.20	4,030	
		7.50	4,310	
		8.20	4,580	
女	420	7.20	3,078	
		7.50	3,290	
		8.20	3,500	

し、他は土地生産力の増強をベースにおきながら、出役労務の不足に対する労働生産性向上への意欲の源泉となる。またこの労働生産力を増強することが、労働報酬としての収入を約束させることから、専従者の経営努力を擁立させるという関係となる。すなわち、収益配分が利潤相当を2等分し、その1単位を労働報酬の歩増しとしてあてるということにしたため、専従者の所得向上につながることになった。このため、4人の専従者が作型のおよび作付種類の選択および機械化の推進について自由にすること、および生産力増強に対する報酬が受けられる体質となったのである。

専従者は、労働生産力の増強について、昭和43年(1968)、スレッシャ式コンバインによる刈取作業の機械化、昭和46年(1972)、刈取、脱穀作業のコンバイン化、昭和48年(1973)、乾燥機の高能率化、昭和51年(1976)8条乗用田植機による田植作業の能率向上と機械化を推進してきた。その結果、発足当時10a 当たり、15~12人区を必要とした投入労働を5人区まで減少させた。一方、10a 当たり収量については、增收安定技術である早期化を採用し、450kg 水準を目標とした生産をおこなってきた。その結果は、土地配当 10a 当たり、120kg を中心に経過している。

3) 分配の実績

(1) 所得配分の傾向

組合員がうける配分は、土地割りおよび労働出役割りの2本立てになっている。労働費は経費の中に計上されるので、粗収益にしめる労働費の割り合いを見ると、昭和43年協業再編以来、30%を前後して一定した推移をとっている。この労働費は出役不足の農家の手間賃に相当する。したがってその配分が専任者に多く配分される筈である。10a 当りの投入労働は、昭和43年 118.3 時間を必要とした稻作が、50年では 48.9 時間と大きく減少して

表-52 粗収益に占める労働費の割合

年次	粗収入(A)	労働費(B)	%
43	22,006,463円	7,204,750円	32.7
44	24,412,550	7,228,216	29.6
45	21,829,464	7,553,818	34.6
46	21,804,263	8,171,388	37.5
47	24,474,051	7,027,387	28.7
48	25,430,595	7,970,528	31.3
49	33,579,609	10,381,694	30.9
50	33,363,670	11,448,851	34.3

注) 勝田実行組合収支決算書より

いる。出役必要日数の大巾な減少をいみしている。また、総投入時間に対する専従者の投入割合であるが、表-54によれば次のような推移がみられる。

- ① 4名の男子専従者の投入比が、16%から31.3%と大きくふえた。
- ② 女子専従者、その他出役者の比率が、43年度に比

表-53 10a当たり投入時間

年次	面積	就業総時間	10a当たり投入時間
43	40.0 ha	47,325.8 H	118.3 H
46	29.5	23,501.1	79.7
48	31.0	17,593.8	56.7
50	30.0	14,682.5	48.9

べて、46年度では大きく減少し、この分が男子専従者の投入増となった。また、48年から50年にかけて、女子専従者は減少し、この分を男子専従者がおぎなっている。実数においても、投入労働量の大巾な減少および就業人員の減少がいちじるしい。この就業人員の減少は、出役者とともに男子および女子専従者によって、カバーしてきている点がうかがえる。したがって、労働量の配分において、これらの専従者により、より多く支払われることになるわけである。

表-54 全労働時間のうち、専従者で占める割合

年次	全労働時間			男子専従者			女子専従者			その他		
	員数	投入時間	比	員数	投入時間	比	員数	投入時間	比	員数	投入時間	比
43	91	46,994.7	H 100	4	7,658.0	16	17	20,352.0	43	70	18,984.7	41
46	56	23,139.9	100	4	5,910.0	25.5	11	9,731.2	42.0	41	7,498.2	32.4
48	43	17,948.2	100	4	4,637.3	25.8	9	7,763.2	43.3	30	5,548.4	30.9
50	35	14,148.2	100	4	4,442.4	31.3	7	5,358.5	37.9	24	4,347.3	30.7

(2) 経営参加程度と所得

以上の事情が配分実績として如何なる成績となっているか、その点つぎの通りである。

① 委託をうける専従者で、その所得総額が、230万～220万円の水準である。日雇の農外就業に見合う額であって多額でない。これは、専従者の2月から10月まで8ヶ月就業であるので、月割にすると約30万である。12月では約20万円である。1日当たり所得でみると、男子専従者1.1万～1.2万、女子専従者では1.0万の水準になっている。

② 委託はどうか。若干の出役、1戸当たり2.3日平均の出役で10a当たり所得は4万円である。1日当たり所得は、1.5万円と高い水準にある。この点、昭和50年米生産費調査(表-2)とくらべると、その10a当たり所得は66,473円であるので、その額はひくい。しかしこの場合、就業日数が10日であるため、1日当たり所得6,600円と低い。委託農家は少ない就業日数で高い所得をえていることになる。また、耕地を委託し出役しない組合員の場

合、その配分(地代相当)は24,724円となる。生産費調査の地代相当、27,687円に比べると低い。しかし、生産費調査2.7万円は、73a規模における自己生産者の場合の地代であるので、2.4万円は、この生産費調査の地代にみあつた水準と考えることができる。

(3) 問題

以上は、水稻作を中心とした委託協業経営における配分の実態である。専従者の取り分は、委任する農家の農外所得に見合う水準でおちついている。委託者は若干の出役で1日当たり所得1.5万円と専従者の1万に比べて割りのよい所得をえていることになっている。

問題は専従者の所得が上らないことである。1つは就業日数が少なくなっている。就業が日当計算である点、その労働所得は少なくなることになる。2つは、協業組織であるため、田植あとの人力補植、手取り除草、人力あぜぬりなど不合理な出役がある。これは不必要労働の投入となり、配分額から差引く、労働費部分が多くなる。したがって所得部分が少なくなる。

表-55 組合従事別、1戸当たり配分指標(昭50年度)

類別	戸数	平均面積	平均投入時間	平均分配額	分配内訳		平均所得額	平均10a当たり換算所得	1日当たり労賃
					生産物分配額	労働配当額			
男子専従農家	2	17,661	1,450.20	1,834,890	1,552,552	282,338	2,201,044	124,597	12,215
夫婦専従農家	2	15,150	1,746.20	1,683,115	1,356,115	327,000	2,372,392	156,114	10,841
女子専従農家	5	10,741	771.10	1,067,391	955,605	111,786	861,926	98,901	10,987
出役に応ずる委託農家	18	10,450	216.27	969,310	922,381	58,042	418,191	40,983	15,762
委託農家	10	3,911	-	348,050	348,050	-	97,686	24,724	-
(比較) 生産費調査 (10a当たり)	所得	7.30	80.2	112,345	112,345	-	66,473	66,473	6,634
	地代	"	-	112,345	112,345	-	27,687	27,687	-

注 1) 分配額；生産物分配額+労働配当額。

2) 生産物分配額；米作粗収益。

3) 労働配当額；出役労務に対するボーナス分。

4) 所得額；生産物分配額から労務費・資材費を差引いた額。

5) 10a当たり換算所得；提供面積で所得額を割ったもの、所得の多いケースは、他の労務を受けたことを意味する。

6) 三重県、昭50年米生産費調査。

$$\begin{array}{rcl}
 (10a\text{当たり米生産費価格}) - (\text{第一次生産費}) & = & (\text{地代相当}) \\
 112,345 & - & 84,658 = 27,687 \\
 (\quad " \quad) & & (\text{直接費用}) \\
 & & \text{購入支払い+償却} \\
 112,345 & - & 21,400 + 24,472 = 66,473 \\
 & & \underline{45,872}
 \end{array}$$

前者については、農繁期労力の不足を機械によって補なわなければならないので機械化は、その結果専従者の就業日数を減少させることになる。この労働所得部分の減少を労賃の増額でおこなっている。粗収益の中で一定の労働費の水準を維持していることからもこの点がうかゞわれるわけである。そしてこの努力の結果が、かろうじて今の専従者の所得の水準であるわけで高いものではない。

後者については、少数者による集団水田の管理ということになると、協業組織などの形態の採択により、災害など不測の労働を対応できるよう、また生産の場をあたえるよう耕地管理の連帯性を求める運営が必要となるということである。

したがって、専従者のより一層の所得確保のためには水田の高度利用の方向で、農閑期労働の農業内就業の場を拡大することが大切となるわけである。

一方積極的に勘定をあわせるべく、基盤整備と高能率

考 察

一 集團的土地利用に対応する受託組織と農用地利用増進事業一

1. 受委託方式の類型

受託方式の事例をみると、2兼化にすむ中で、この階層を対象に機械による耕作業を実施した類型と、いま1つは水田生産の構造改善の狙いのもとに積極的に基盤整備と生産力を上げるべく耕作の機械化を指向してきた類型とに類別できる。

自ら機械装備をはかり、水稻作(水田作)にのぞめない農家に対し、機械作業の便益を提供する類型では、受託する作業の量をいかに増加させるかという問題がある。これは農作業に季節性があり、その期間内に仕事を処理しなければならず、したがってこの許容日数、作業日数により処理量が限定されるからである。この許容巾の中で多くの仕事をしなければならないため、能力の高い機械が必要とされ、高額の投資をともなうことになる。この返還に仕事の量が必要とされる。

一方積極的に勘定をあわせるべく、基盤整備と高能率

機械化をはかり、土地の生産力を上げてゆく方向では、手作業による多労の生産段階から、機械による生産体系を組み立て、少数者によって生産力を上げてゆく方法が問題となってきた。

そして、前者の作業受託者成立の類型では、仲間をふやすことで賃作業から受託農への展開をはかり、後者の一定地域の地縁的な集団組織では、大型機械体系の創出

により、専従者を形成し土地利用の向上をはかってきた。この点、次の2事例の発展の経過の中から知ることができます。

2. 受託方式の展開経過と問題

1) 受託者連合の場合

仲間による作業の欠落部分について、仲間間で分業する組織の発展を整理すると次の通りである。

表-56 受託事業の経過

年次	事項	契機	営業				
			仕事場所	種目	仲間	関係機関	
43	秋、自脱コンバイン(2条)による賃代、愛知の甚目寺、津島、名古屋、中村方向。	農機具商の紹介により、出稼賃代を実施。	津 甚 目 地	島 寺 元	刈取 手苗育苗	戸 なし	①農機具商 津島、賃耕屋
44	春トラクターを購入。 トラクターによる賃代。 秋、西村氏が仲間にに入る。	仲間は農機具商の紹介により参加する。	津 甚 目 地	島 寺 元	耕起 刈取 手苗育苗	1	同上
45	春・秋賃代 明治トラクターに参加賃代。 池田氏が仲間にに入る。	トラクター購入に際し、農機具商が明治トラクターを紹介する。	津 甚 目 地	島 寺 元 (明治トラ クター)	同上	2	②明治トラクター
46	新しく花岡農連、松阪農協から賃代の委託をうける。 中西が新しく仲間にに入る。 箱育苗、機械田植の賃代を始める。	農機商の紹介により、明治トラクター出稼に参加。	地 元 地元花岡が新しく仕事場となる。	手苗育苗 育苗 田植	3	② ③花岡農連 ④"農協	
47	乾燥技術の習得のため、西尾市にゆく。 乾燥受託をはじめる。	西尾市、渡辺氏に乾燥要領を学ぶ。		同上 乾燥	3	同上	
48	山本氏が新しく仲間に参加。 松阪農協からの育苗、乾燥の賃代が加わる。明治トラクターの乾燥をおこなう(5,000俵)		松阪農協が新しく加わる。	同上	4	②③④⑤ ⑤松阪農協	
49	池田氏が仲間からはずれる。 常保氏明治の出かせぎとりやめる。		地元、明治(乾燥のみ)	同上	3	同上	
50	花岡農協、神戸農協と取引きの関係を持つ(作業料金の受払い)永作氏が仲間に加わる。		地元、明治(乾燥のみ)	同上	4	②③④⑤ ⑥神戸農協	
51	明治トラクターの乾燥とりやめる。 全面受託(小作)を始める。	荷が夜、入荷するため徹夜の作業になり、他の仕事に悪影響をおよぼした。	地元	同上 全作業 受託	4	③④⑤⑥	
52	中西氏が仲間からはずれる。 新しく西川氏が明和町から入る。 南豊農協(射和)(茅広江)と取引き関係を持つ。		地元	同上	4	③④⑤⑥ ⑦射和 ⑧茅広江	

第一の段階は、機械の導入、すなわち投資に対して元をとり、また収入をあげるためにも、機械を頻繁につかうこと、そのためには広域に仕事を求ることになる。トラックを持って、愛知・松阪と広く仕事を求めて来

た。

第二の段階は、仲間を募るということである。田植の機械化、刈取りの機械化が完成すると田植については育苗が、機械刈取りには乾燥が必要になる。田植仲間、刈

取り仲間をつくることで田植と育苗、刈取りと乾燥の分業体制をとる。この方法により仕事をこなす能力をつけることができる。この仲間をつくることは、委託者の増加につながる。仲間はそれぞれのアンテナによって仕事を探し、その仕事を仲間が分担して処理する。すなわち仲間をつくることで、あみを張る範囲が広くなり、客との接点をふやすことができる。

第三の段階、賃作業から借地への発展である。この場合、仲間が多くでき、仲間の間でそれぞれ仕事を交換し合う体制ができる。この体制に寄りながら、賃作業から全面受託へと小作を実施してきている。またこの段階になると借地によるため信用に対する背景が必要となる。そこで農協による委託のあっ旋が望まれることになる。また仲間が多くなるとその存続のためにまとまった仕事がほしいわけで、農協に対して委託希望者とりまとめの役割りを期待することになる。

この賃作業から受託への発展の条件は、目的を同じくする農業者が、田植・収穫など作業目的に対して、同業者があつまって分業・協業のもとに生産行為をおこなうという仲間の集団化をおこなうことに求めることができる。すなわちこの集団化は、賃作業の広域対応から、ある耕地に腰をおちつけた生産の請負いをできやすくしている。しかしこの同業者の集団化というケースでは、耕地と地縁的に集団化できにくいという問題があり、耕地の集団化程度が生産力の向上を規制するという問題をのこしている。この問題を少しでも少なくする努力は、受託量の拡大を通じて同業者をふやすことである。したがってこの受託量拡大にあたっては、農協など第3機関に耕地のあせんを期待することになる。

2) 集団的組織の場合

この部落の水田作の展開は、土地生産力をあげるべく、基盤整備→全部落全農家による水田作協業経営→部落希望農家による専従型水田作協業経営の経過をとった。この①全部落全農家による水田作協業経営から、②部落希望農家による専従型水田作協業経営への管理形態の変化が組織発展の要因になっている。

部落ぐるみの集団体制による水田管理を採用した理由としては、水田基盤の整備を実施する方法として、構造改善事業によつたため、事業の性格上、近代化施設事業を実施する必要があつたこと、および基盤整備後、水田土壤がおちつき、基盤の諸状態が明らかになるまで共同管理が必要であった（昭39～昭43年）。

(1) 半強制的に協業経営に参加せざるをえなかつたこと、理由は未換地の状態、すなわち各個人の所有耕地がどこにあるか、わからない状態であったため、各人の自主性を無視して、協業経営に参加しなければならなかつた。

(2) 採択された大型機械による水田作は、その管理運営の責任と、基幹となる労務とを少数の役員に転嫁する結果となつた。これは、採択農法が機械を利用した能率のよい作業と、人力によらねばならない能率の悪い作業とからなり、機械による作業は、一部の組合員にまかすこととなつた。したがって協業経営に就業機会をえられない組合員は農外に所得を求めるところとなつた。この農外就業は、協業における田植・刈取など機械化されない非能率な作業についての必要労力の確保に支障をきたした。

(3) 経営運営の責任体制があきらかにできない点がある。部落ぐるみの協業経営の形態をとるため、必然的に運営に必要な労働量は面積わりの出役労力によってまかなければならぬ。また運営上必然的に生じる経営担当者、基幹作業従事者、一般労務者といった機能分担に対しては、それぞれの評価がなされない。しかも責任者は選挙により選出された組合員があたるので責任体制が明確でない。

(4) 協業経営の体制は、運営管理のすべてが合議によって実施されたので、経営担当者の仕事に対する報酬は認められず、土地に帰属する収益の分配部分を多くする方針がとられた。したがって経営管理者の報酬は一般出役者と同様にあつかわれ、基幹作業も一般作業も基本的には評価が一律になつた。したがって、運営管理者と労務に対する評価の不足分は、役員の儀性にまつこととなつた。この不合理に対しては、役員は基盤整備は付帯業務であるとわり切つた。以上の問題は、換地の実施と、組織再編を促進した要因である（昭42年～昭43年にかけて）

この組合の新しい経営体の展開方向は、大型機械農法が、経済的にひき合う面積規模を確保することを前提に、運営主体たり得る農家（大型農法の体験者）によって、水田作経営の受託体を組織し、これが大型機械を手段とした水田作農法を実施すること、またこれに参加する農家は、この受託体に対し、一定の契約にもとづいて、受託委託の関係におくようとする。この方向が新しい組織体を形成するうえでの考え方であった。

したがってこの再編された組織である大型機械オペによる専従型水田作協業経営は、出役労務者の不足にならざれた対応の結果であり、基幹労働力の確保のために専従制を生みだし、専従者は世間並みの所得がえられることになった。この専従者は出役の不足を機械化によって合理化しつゝ、生産力をあげてきたわけである（昭43から現在昭53による）。

一方、補助労務者についても、年間拘束の努力がなされ専従者が生み出されている。この専従者が大型機械に

よる水稻作の作業体系を完成させたが、この必要性は次の通りであった。

一つは、昭和43年に組織の再編がおこなわれた地縁集団から機能集団への質的展開による。すなわち協業を希望する農家がまとまって中核となる農家に対し、水田管理の委託をおこなってきた。加えてその規模は40haと明らかになり、体系化の目標があたえられた。

二つは、委託をうけた専従者は、受託するにあたって、出役援助の条件をつけたが、その援助が思うように受けられず、この出役労務に依存することなく専従労働力で耕作する必要があった。

以上、40ha規模の大型機械一貫化の努力が少数の専従者によりおこなわれたのである。すなわち、村落にあって集団的な耕地利用の展開には、専従者の形成が必要である。このためには専従者の経営者努力をみとめる経営者報酬と加えて専従者により処理できる技術体系の確保が必要となる。一方その組織運営については、土地集積にあたり、参加者の経営権および所得機会の喪失の危惧を生ぜしめない運営の方法が課題となる。

3. 組織の発展と農用地利用増進事業および水田再編対策事業

1) 農用地利用増進事業と水田再編対策事業

農用地利用増進事業は、農地法によらないで受委託を促進し、受託者の経営規模の拡大に貢献する事業である。一方転作問題は米のストックをなくすることを目的として、作付転換をはかり、水稻作付け規模に抑制を加える一方、この過剰を構造的などゝみて、農協を媒体とし、零細な農家の耕地を預託させ、これを受託希望者に委託するという管理転作をすゝめ、転作々目の担い手を育成してゆこうとする事業である。

以上はいずれも水田の利用について受委託を促進して、受託者の規模の拡大をはかり、水田を有効に利用する主体の育成をはかるものである。しかしながら農用地利用増進事業による受委託および転作にともなう農協を媒体とした担い手育成では次のような相違点をあげることができる。

第1に対象作物についてである。農用地利用対策事業では対象作物に限定はない。したがって水稻を作つてよいが、水田利用再編対策事業では水稻作の受託はできない。

第2に耕地の集団利用という点である。水田の畑作利用には地縁的な耕地の集団利用が望ましい。この点転作の執行は村→部落→農家という流れに沿い、しかも水田耕作者について10%の転作割り当てという緊急避難的な性格を持つので、集落内での利用の集団化はやりやすい。これに対して農用地利用増進事業では労働力欠の2兼農

家を個別に対象とした事業であるので、地縁的な耕地の集団利用はできがない。

第3に貸付水田により得られる報酬額が農用地利用増進事業と転作対応とでは異なる点である。水稻転作における所得喪失に対する奨励金は、三重県の平均が5万円である。これに対する農用地利用増進事業の地代は1万～2万円で約1俵の差がある。これは農用地利用増進事業による受託の促進をやりにくくしている。

第5に土地集積推進の力となる奨励金の出し方である。転作奨励金は委託者に支払われ、その奨励額が米所得を上まる点、委託をやりやすくしている。これに対して農用地利用増進事業では、この奨励金は受託者に支払われる。委託者は受託者から決められた地代をうける。この奨励金の出し方、および委託者にとっては地代相当である奨励金の額の差が、耕作地の移動を農用地利用増進事業ではむづかしくし、水田再編対策事業ではやりやすくなることになる。

2) 受託組織と農用地利用増進事業および水田再編対策事業

個別請負農業および協業経営に対するこれらの事業の効用は、すでにみたように、相対受託の松阪農耕では、(1)受託者の耕地委託にまつわる権利発生についての不安を除く対策および、(2)仕事の量的拡大をもとめる。これを農協に期待している。

(1)については、農用地利用増進事業がその不安をのぞく措置になるが、活動範囲が市街化地区である点、この事業の適用をうけることはできない。したがって農協の仲介機能に期待することになる。したがって(2)の、仕事の量的拡大が問題となる。この点水田再編対策事業がこの請負経営におよぼす側面であるが、所得額の増減につながるということである。マイナス面では、粗収入から地代にプラスして転作対応をマイナスにしなければならないということである。委託者が部落から、委託農家の経営面積に応じて転作割り当てをうける。この委託者は委託水田について、転作割り当て分だけの作付けを少なくすることを受託者に要請する。受託者はこれに対応しなければならない。昭和53年青刈り水稻で対応した。したがって受託者の収入は転作以前は1俵の地代を支払った残額であったが、さらにプラスして青刈水稻分だけ差引かなければならないことになる。

プラスの面は、これらの組織は仲間の中で、企業体制が仕組まれ、機械力が装備されているので、転作作物をこなすことができる。部落あるいは土地改良区などで、畑利用のためまとめた集団地について、その作業をうけることができる。松阪農耕のグループでは集団転作地の播種作業をうけ、またAMCにおいても、部落がまとめ

た麦作集団地の作業を受託している。

なお、AMCでは水稻植付前の耕起・整地を代償として、冬田を借り入れ、麦作の期間借地をおこなってきた。しかし53年の水田再編対策事業実施後これがとりやめとなり、麦作の作業請負いに後退している。これは土地利用について部落ぐるみで考える姿勢がつよくなり、属人的な対応がとりにくくなつたためである。AMCでは、相対的の冬田借りはとりやめ、集落がまとめた麦作を引き受けたが、その事例は1集落であり、多くの部落では集団利用の合意は形成されなかつた。結局、今までの慣行を崩壊し、また委託者が転作奨励金との見合いで、各戸に転作を考えることになった。したがって、水稻休作は、水稻作付のための耕起の必要性がなくなり、廉く冬田を借り入れることができなくなつた。

これに対応する協業経営による集団化対応であるが、この場合、土地集積ははたされているので、農用地利用増進事業を必要としない。労働力のないものがあつまつて、まとまった規模をこなさなければならないため、この集団では労働力の確保が問題となる。直接的には土地問題はないわけである。

53年の転作対応について、勝田実行組合は、部落に割りあてられた転作について、6haを引きうけ転作率17%と義務量10%を上まわる7%の成績をあげた。このことは麦作生産について、労働力と機械力とがあるためである。その上、集積された耕地と、専従体制であることから、水稻作優等地に水稻作付、水稻作劣地に麦作付と土地利用の調整がつけやすい。加えて生産物買入れの限度買入れについて、転作義務量を上まわる転作を行つても、米の買入は制限をうけないということを条件に転作割り当てを引きうけている。生産した米は、全部、政府に買入れてもらうという損得勘定が働いているのである。収益についても、協業経営であることから、奨励金との見合といつた比較がなくて、合意の得られた分配ができる。

まとめ

受託にあたり土地の集積は、二兼化農家を対象とした場合、現在の背景では広域にわたることになり、地縁的な集積はむずかしい。しかし、目的を同じくする農業者が仲間をふやすことで、分業・協業を組むことにより、賃作業から受託農への展開がやりやすくなる。またある程度の利用地の集団化も可能になる。しかしこの展開では、地縁的な集団化の集積には問題をのこすことになる。すなわち、耕地の集団化の多少と生産力の高低とは互に規制する関係にある。

この点については、小地域において集団的な耕地の利

用の展開ができればよいことになる。この場合、大規模生産単位とその運営形態とくに土地の集積が問題となるわけである。

小地域における大規模生産単位の経営形態として、借地農の可能性である。この点を問題にするのは、借地ということで、専従者の経営権を確立し、経営者報酬獲得の目標をあきらかにすることができるからである。そして専従者の経営努力を刺激することになる。

一方現在の大型機械体系の生産性は、地代配当および経営者報酬相当を生み出し、借地形態への成立をうかがわせる。しかし問題は土地集積と機械・施設の所有（資本）の調達についてである。小地域において、耕地を大規模に団地化するには、今のところ協業経営の方式が改善の方法として考えられる。これは参加農家の経営権をたて前としてのこすことになるからである。実質的には大型機械体系の技術構造が専従制を強いことになり、このことが専従者の経営権の醸成をともない、不完全ながら、借地農の態様をなすことになる。機械利用についても、専従者による使用権が保証されれば、あえて専従者による機械施設の所有の必要性はないわけである。協業形態では資本の調達にあたり、参加者から平等にあつめることができる。問題は専従型協業経営において、専従者が生産性を上げる努力を行うことのできる条件、すなわち管理者報酬をみとめることが大切である。

こゝでは、純収益の分配にあたり、労働報酬に加算する方法がとられている。この方法がとられるのは、定額地代相当をみとめているからである。したがって管理者報酬相当部分の算出ができることになる。

要 約

1. この調査研究の目的は、耕地について、受託者の有利な買い手市場のもとでは、受託により規模の拡大をはかり、土地利用型の経営が方向づけられる。しかし乍ら、県下では水稻作の受託は、機械作業の受託が多く、全面受託への発展は少ない。そこで全面受託をおこなっている組織および経営体を対象に成立の条件を明らかにする。

2. 研究方法として3つの細目課題、①稻作の受託方法と採択条件 ②稻作の全面受託方式と成立条件 ③稻作の全面受託方式の適用、について検討した。

3. 調査対象は ①度会郡玉城町勝田実行組合、②三重郡菰野町鵜川原地区、有限会社AMC、松阪市花岡町受託者グループ（通称・松阪農耕）、の受託経営体を対象とした。なお調査は昭51～53の3ヶ年、方法は記帳、きとり、資料集収によつた。

4. 委託を選択する条件として、①50a以下層の階層

では、コストのかかった収益メリットの少ない水稻作がおこなわれている。②労働力の有無に大きく影響されるものであって、労働力の不足が自作による生産のとりやめを決定することになる。

5. 受委託方法の類型は、受委託方式の事例から、2兼化のすゝむ中で、この階層を対象に機械による賃作業を実施した類型と、いま1つは水田生産の構造改善の狙いのもとに、積極的に基盤整備と生産力を上げるべく、耕作の機械化を指向してきた地縁的な集団組織に類別できる。

6. 作業受託組織については、問題は受託作業量の確保にあるが、そのためには同業者が連合をおこない、互に作業の欠落部分をおさない、受託量の拡大をはたしている。またこのシステムの編成は全面受託を可能にしている。いま1つの条件として、地代の低い点があげられる。問題は耕地の地縁的に集団化できにくい点であり、耕地の集団化程度が生産力の向上を規制するという問題をのこしている。

7. 地縁的な集団組織については、①協業経営の形態をとっているが、専従者を析出し、組合員はこの専従者に委任する全面委任型の協業経営に発展している。この形態は耕地の集団化が可能であり、土地利用の向上をめざすことができる。②これが成立するためには、高い生産性と専従者の経営主体としての独立にあるが、この点⑦水稻作技術の機械一貫化と⑧析出された専従者に対する専従者報酬がえられる分配システムを作っていることが、この組織の存続発展の要因になっている。

8. 稲作の全面受託方式の適用については、土地利用の地縁的な集積を指向する場合、水田所得に対する期待の大きい農家の要求を満たす生産技術の選択が必要である。これに対して、分散耕地を対象とする場合では、地代要求の低い農家を対象とすることになる。

9. 今後の問題として、耕地の集団的利用をはかるため、土地集積をすゝめる上で、土地流動化を阻害する事項の解明と対策の確立が必要となる。

この研究は、小林裕農部長の総括によっておこなわれた。研究推進には、当部の小林隆主任専門技術員、伊達一郎経営担当専門技術員の協力をえた。一方現地の調査にあたっては、伊勢普及所・村田隆男主幹、山中種男主査、松阪普及所・青木利夫主査、三宅佐知夫技師、四日市普及所・谷川茂主査、加藤清六技師の協力を得た。また調査をお願いした、野口長栄勝田実行組合長、常保知一松阪農耕リーダー、寺本正宣AMC専務には多大な御配意にあづかった。なお、この研究は埼玉農試経営部を主査県とし、栃木県との協力によりおこなわれた。この

間、現農業技術研究所土地利用部永田恵十郎土地利用研究室長の指導と協力および御高闇を得た。以上こゝに附記して謝辞とする。

参考文献および資料名

- 1) 三重県農業技術センタ (1977): 経営部門、試験研究計画, 29-39
- 2) 永田恵十郎 (1974): 稲作生産と経営の動向、稻作技術構造の解析と今後の方針づけに関する研究, 6-15
- 3) 三重県農業技術センタ (1976): 昭50年度における農業生産組織の現況、普及シリーズ1・36~49
- 4) 農林省統計情報部 (1971): 農業生産組織調査報告書、農林水産統計報告52-39(農統-15)
- 5) 全国農業会議所 (1976): 借地による経営規模拡大に関する調査結果—S50年度—調査研究資料126
- 6) 東海農政局三重県統計情報事務所 (1977): 農業生産組織結果表
- 7) 小河内一司 (1970): 地縁的集団組織の展開方途(勝田農事実行組合の事例)三重県農業試験場研究報告, 5・1~13
- 8) 三重県農業会議 (1968): 農業構造改善事業経営管理指導概要, 91~108
- 9) 三重県農業会議 (1973・1974): 農業構造改善事業経営管理指導概要, 1~9, 1~6
- 10) 横地大次郎 (1974): A M C・稻作受託(請負耕作)の現状, 三重県農業協同組合営農対策室資料, 35~42
- 11) 小河内一司 (1973): 大規模生産単位を前提とした乾燥調整施設に関する研究(一年次), 三農技営農部資料10, 3・1~24
- 12) 永田恵十郎 (1974): 農業水利合理化の構造分析、水利化学(No 98), 18-3・49~83
- 13) 小河内一司 (1974): 水稻を対象とした受委託方式の成立に関する検討, 三農技営農部資料11, 5・1~6
- 14) 永田恵十郎 (1977): 地域農業展開の原点を考える、農業と経済, 43~6, 12~18
- 15) 前田拓 (1974・75): 大規模稻作生産単位の技術確立、三重県農業技術センタ営農部農業機械研究成績書
- 16) 小河内一司 (1977): 大規模生産単位における乾燥施設のあり方についての検討, 三農技研究報告, 6・9~16
- 17) 小河内一司 (1977): 地域的集団による水田の管理方式、農業経営研究, 28, 13~20
- 18) 小河内一司・池善英 (1964): 農村構造展開方途、東海近畿農業試験場研究速報, 1・14~18
- 19) 大和田啓氣 (1978): 農用地利用増進事業推進のために、農用地の利用増進、農業の基本問題に関する調査研

- 究報告 4 , 3~26
- 20) 新潟県農試(1973): 北陸稻作農業の規模拡大
- 21) 農林水産技術会議(1977): 稲作生産の請負組織化に関する研究, 研究成果99
- 22) 永田恵十郎(1978): 集團的土地区画整理事業, 農業統計調査, 2~9
- 23) 永田恵十郎(1976): 水田利用高度化の営農集団, 営農の展開, お茶水書房, 31~57
- 24) 関東東山東海農業経営研究会(1976): 農業生産の組織化と土地利用, 研究会資料, 48·49
- 25) 農林水産技術会議(1980): 水田農業における受委託方式の成立条件と展開, 研究成果 123